

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

- 民法等の一部を改正する法律（六一）
〔省 令〕
- 就業構造基本調査規則等の一部を改正する省令（総務五三）
〔告 示〕
- 日本国に帰化を許可する件（法務二八七）
- 青森県及び茨城県における国税に関する申告期限等を指定する件（国税庁一五）
- 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第四十二条第一項の規定に基づき国税庁長官が定める日を定める件において、別途国税庁告示で定めることとされている日を定める件（同一六）
- 薬事法施行規則第十二条第一項の登録をした旨を公示する件（厚生労働一七八）
- 予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成二十二年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任する件の一部を改正する件（農林水産一〇二）
- 予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成二十二年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件の一部を改正する件（同一〇三）
- 予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成十三年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから北海道開発局長に委任した件の一部を改正する件（同一〇四）
- 高速自動車国道に関する件（国土交通五九四、五九五）
- 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律の規定により住宅瑕疵担保責任法人の保険等の業務を行う事務所の所在地を変更した件（同五九六）
- 旅行業法の規定に基づく登録事項の変更の件（観光九）
- 漁船の操業を制限し、又は禁止する区域及び期間並びにその条件を定める件（防衛一三六）
- 道路に関する件（近畿地方整備局一七九、一八〇）
- 〔国会事項〕
- 〔人事異動〕
- 内閣 財務省

九

八

七

七

二

二〇

二〇

二〇

九

〔皇室事項〕
〔官庁報告〕

官庁事項

四国地方整備局公示（四国地方整備局）

労働

争議行為の通知の公表について（厚生労働省）

国家試験

平成二十三年度マンション管理士試験実施公告（国土交通省）

〔公 告〕

諸事項

官庁

有権者申出方、税理士懲戒処分関係

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、

破産、免責、特別清算、再生関係

会社その他

本号で公布された 法令のあらまし

民法等の一部を改正する法律（法律第六一号）
（法務省）

一 民法の一部改正関係

1 離婚後の子の監護に関する事項の定め等

父母が協議上の離婚をするときは、子の監護をすべき者、父又は母と子との面会及びその他の交流、子の監護に要する費用の分担その他の子の監護について必要な事項は、その協議で定めるものとし、この場合においては、子の利益を最も優先して考慮しなければならないこととした。（第七六六条関係）

2 一五歳未満の者を養子とする縁組

一五歳未満の者を養子とする縁組について、その法定代理人が養子となる者に代わって縁組の承諾をするには、養子となる者の父母で親権を停止されているものがあるときは、その同意を得なければならないこととした。（第七九七条第二項関係）

3 親権の効力

親権を行う者は、子の利益のために子の監護及び教育をする権利を有し、義務を負うこととする。とともに、懲戒に関する規定について所要の見直しを行うこととした。（第八二〇条及び第八二二条関係）

4 親権の喪失

（一）父又は母による虐待又は悪意の遺棄があるときその他父又は母による親権の行使が著しく困難又は不適当であることにより子の利益を著しく害するときは、家庭裁判所は、子、その親族又は未成年後見人等の請求により、その父又は母について、親権喪失の審判をすることができることとした。ただし、二年以内にその原因が消滅する見込みがあるときは、この限りでないこととした。（第八三四条関係）

(一) 父又は母による親権の行使が困難又は不適当であることにより子の利益を害するときは、家庭裁判所は、子、その親族又は未成年後見人等の請求により、その父又は母について、二年を超えない範囲内の期間を定めて親権停止の審判をすることができるとした。(第八三四条の二関係)

(三) 父又は母による管理権の行使が困難又は不適当であることにより子の利益を害するときは、家庭裁判所は、子、その親族又は未成年後見人等の請求により、その父又は母について、管理権喪失の審判をすることができるとした。(第八三五条関係)

5 未成年後見人 未成年後見人に複数の者又は法人を選任することができるようにするための所要の規定の整備を行うとともに、その選任に当たり家庭裁判所が考慮すべき事情を明記することとした。(第八四〇条、第八四二条及び第八五七条の二関係)

6 その他 民法の改正に伴い、家事審判法及び戸籍法について所要の改正を行うこととした。

二 児童福祉法の一部改正関係
1 一時保護 (一) 都道府県児童福祉審議会の意見の聴取引き続き一時保護を行うことが児童の親権を行う者又は未成年後見人の意に反する場合においては、児童相談所長又は都道府県知事が引き続き一時保護を行おうとするとき、及び引き続き一時保護を行った後二月を経過すること、都道府県知事は、都道府県児童福祉審議会の意見を聴かなければならないこととした。ただし、当該児童に係る施設入所等の措置の承認の申立て又は当該児童の親権者に係る親権喪失若しくは親権停止の審判の請求がされている場合は、この限りでないこととした。(第三三条第五項関係)

(二) 児童相談所長の権限等

(1) 児童相談所長は、一時保護を加えた児童で親権を行う者又は未成年後見人のないものに対し、親権を行う者又は未成年後見人があるに至るまでの間、親権を行うこととした。(第三三条の二第一項関係)

(2) 児童相談所長は、一時保護を加えた児童で親権を行う者又は未成年後見人のいるものについても、監護、教育及び懲戒に関し、その児童の福祉のため必要な措置をとることができるものとし、当該児童の親権を行う者又は未成年後見人は、当該措置を不当に妨げてはならないこととした。(第三三条の二第二項及び第三項関係)

(3) (2)による措置は、児童の生命又は身体の安全を確保するため緊急の必要があると認めるときは、その親権を行う者又は未成年後見人の意に反しても、これをとることができることとした。(第三三条の二第四項関係)

2 児童相談所長による親権喪失の審判等の請求 児童又は児童以外の満二〇歳に満たない者(以下「児童等」という)の親権者に係る親権喪失、親権停止若しくは管理権喪失の審判の請求は、一の4の(一)から(三)までに定める者のほか、児童相談所長も、これを行うことができることとした。(第三三条の七関係)

3 児童相談所長による未成年後見人の選任の請求 児童相談所長は、親権を行う者のない児童等について、その福祉のため必要があるときは、未成年後見人の選任の請求をしなければならないこととした。(第三三条の八第一項関係)

4 養育里親の欠格条項 養育里親の欠格条項から、本人の同居人が成年被後見人又は被保佐人であることを除くこととした。(第三四条の一九第一項関係)

5 児童福祉施設の長等の権限等

(一) 児童相談所長は、小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親に委託中の児童等で親権を行う者又は未成年後見人のないものに対し、親権を行う者又は未成年後見人があるに至るまでの間、親権を行うこととした。(第四七条第二項関係)

(二) 児童福祉施設の長、小規模住居型児童養育事業におけるその住居において養育を行う者又は里親(三)において「児童福祉施設の長等」という)は、入所中又は受託中の児童等で親権を行う者又は未成年後見人のあるものについても、監護、教育及び懲戒に関し、その児童等の福祉のため必要な措置をとることができるものとし、当該児童等の親権を行う者又は未成年後見人は、当該措置を不当に妨げてはならないこととした。(第四七条第三項及び第四項関係)

(三) (二)による措置は、児童等の生命又は身体の安全を確保するため緊急の必要があると認めるときは、その親権を行う者又は未成年後見人の意に反しても、これをとることができることとした。この場合において、児童福祉施設の長等は速やかに、そのとった措置について、都道府県又は市町村の長に報告しなければならないこととした。(第四七条第五項関係)

三 この法律は、養育里親の欠格条項に関する改正規定等を除き、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

法律

民法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御名 御璽

平成二十三年六月三日

内閣総理大臣 菅 直人

法律第六十一号

民法等の一部を改正する法律

(民法の一部改正)

第一条 民法(明治二十九年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

第七百六十六条第一項中「その他」を「父又は母と子との面会及びその他の交流、子の監護に要する費用の分担その他の子の」に改め、同項後段を次のように改める。

この場合においては、子の利益を最も優先して考慮しなければならない。

第七百六十六条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「子の利益のため必要があると認めるときは、家庭裁判所は、子の監護をすべき者を家庭裁判所は、必要があると認めるときは、前二項の規定による定め」に改め、「その他」の下に「子の」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、家庭裁判所が、同項の事項を定める。

第七百九十七条第二項に後段として次のように加える。

養子となる者の父母で親権を停止されているものがあるときも、同様とする。

第八百二十条中「者は、の下に」を「子の利益のために」を加える。

第八百二十二条第一項中「者は、の下に」を「第八百二十条の規定による監護及び教育に」を加え、「自ら」を削り、「懲戒し、又は家庭裁判所の許可を得て、これを懲戒場に入れる」を「懲戒する」に改め、同条第二項を削る。

第八百二十二条第一項中「者は、の下に」を「第八百二十条の規定による監護及び教育に」を加え、「自ら」を削り、「懲戒し、又は家庭裁判所の許可を得て、これを懲戒場に入れる」を「懲戒する」に改め、同条第二項を削る。

む試行をやりなさいということをおっしゃる、そのアウトプットを出していただくのが一年ということになります。

○大口委員 そうすると、法制審議会でもまとめたものからアウトプットしていくということですが、可視化のアウトプットはいつごろになるんですか。

○江田国務大臣 ですから、最高検で、特捜の身柄について、全過程の録音、録画を含む試行をやりなさい、その試行のアウトプットはだから一年で出してくださいと言っているわけで、録音、録画について法制化する必要があるかどうか、これも検討していかなきやなりません。

録音、録画の法制化が必要であるかどうかという点について、省内の勉強会を、六月の後のなるべく早い段階について一定の方向を出していきたいと思いますが、これも恐らく、法制審の方に検討していただいて、出てくるということになると思います。

そうすると、先へ先へどんどん延ばすんじゃないかという御懸念をいただくことがあるかと思えますけれども、それはそうではなくて、最高検の方で、これは検討ではなくて、まず試行をしながらということをおっしゃっているわけですから、そこはもう一カ月後にはちゃんと方向が出て、実行されるというふうには思っております。

○大口委員 時間が来ましたので、これで終わります。ありがとうございます。

○奥田委員長 以上で大口善徳君の質疑を終了します。

○奥田委員長 次に、内閣提出、民法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

趣旨の説明を聴取いたします。江田法務大臣。

民法等の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○江田国務大臣 民法等の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明いたします。

近年、児童虐待は、深刻な社会問題となっており、これまでもさまざまな取り組みが行われてきましたが、児童虐待を行う親に対しては、必要に応じて適切に親権を制限すべき場合があるとの指摘がされております。

平成十九年に成立した児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法の一部を改正する法律においても、その附則第二条第一項で、政府は、「児童虐待の防止等を図り、児童の権利利益を擁護する観点から親権に係る制度の見直しについて検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるもの」とされております。

この法律案は、以上のような経緯等を踏まえ、児童虐待の防止等を図り、児童の権利利益を擁護する観点から、民法、児童福祉法その他の法律を改正し、所要の法整備を行うこととするものであります。

この法律案の要点は、次のとおりであります。まず、民法につきましては、第一に、二年以内の期間に限り親権を行うことができないようにする親権の停止制度を創設するとともに、子の親族及び検察官のほか、子、未成年後見人及び未成年後見監督人も、家庭裁判所に対し、親権喪失、親権停止または管理権喪失の審判の請求をすることができるとしてあります。

第二に、家庭裁判所が未成年後見人に適任者を選任することができるようにするため、複数または法人の未成年後見人の選任を可能とするための所要の規定の整備を行うとともに、その選任に当たり家庭裁判所が考慮すべき事情を明記することとしてあります。

第三に、親権を行う者は、子の利益のために子の監護及び教育をする権利を有し、義務を負うこととするなど、親権が子の利益のために行使されるべきものであることを明確にするための所要の規定の整備を行うこととしてあります。

児童相談所長は、家庭裁判所に対し、親権喪失のほか、親権停止または管理権喪失の審判の請求もすることができるとしてあります。

第二に、児童相談所長が、一時保護中の児童について、その監護等に関し、その児童の福祉のため必要な措置をとることができるとを明らかにするとともに、児童等の親権を行う者または未成年後見人は、児童福祉施設の長、里親等または児童相談所長が入所中、受託中または一時保護中の児童等についてとる措置を不当に妨げてはならないこととしてあります。

第三に、児童相談所長は、一時保護中または里親等に委託中の児童等で親権を行う者または未成年後見人のないものに対し、親権を行う者または未成年後見人があるに至るまでの間、親権を行うこととしてあります。

このほか、所要の規定の整備を行うこととしてあります。

以上が、この法律案の趣旨でございます。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに可決していただきますようお願いいたします。

○奥田委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○奥田委員長 この際、参考人出頭要求に関する件についてお諮りいたします。

ただいま議題となっております本案審査のため、参考人の出席を求め、意見を聴取することとし、その日時、人選等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○奥田委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

次回は、来る十五日金曜日午前八時五十分理事會、午前九時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後三時十一分散会

民法等の一部を改正する法律案
民法等の一部を改正する法律

(民法の一部改正)

第一条 民法(明治二十九年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

第七百六十六条第一項中「その他」を、「父又は母と子との面会及びその他の交流、子の監護に要する費用の分担その他の子の」に改め、同項後段を次のように改める。

この場合においては、子の利益を最も優先して考慮しなければならない。

第七百六十六条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「子の利益のため必要があると認めるときは、家庭裁判所は、子の監護をすべき者」を「家庭裁判所は、必要があると認めるときは、前二項の規定による定め」に改め、「その他」の下に「子」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、家庭裁判所が、同項の事項を定める。

第七百九十七条第二項に後段として次のように加える。

養子となる者の父母で親権を停止されているものがあるときも、同様とする。

第八百二十条中「者は、」の下に「子の利益のために」を加える。

第八百二十二条第一項中「者は、」の下に「第八百二十条の規定による監護及び教育に」を加え、「自ら」を削り、「懲戒し、又は家庭裁判所の許可を得て、これを懲戒場に入れる」を「懲戒する」に改め、同条第二項を削る。

第八百三十四条を次のように改める。

(親権喪失の審判)
第八百三十四条 父又は母による虐待又は意思の遺棄があるときその他父又は母による親権の行使が著しく困難又は不適当であることにより子の利益を著しく害するときは、家庭裁

か子供を育てることができない保護者の方々をどういうふうにしていくか、これは、石井政府参考人のおっしゃっていた保護者指導ということとまさに連動することであります。

もう一つ、石井政府参考人にお聞きしたいんですが、親権停止の期間、二年で区切るわけですが、親権の回復後、どのような形で再び虐待が起きないのか、親をどう再生させていくかということに関して、これは重要な点だと思っておりますが、児相の方でもその体制をこれから先、整えられるということであれば、教えていただきたいというふうに思います。

○石井政府参考人 お答え申し上げます。

まさに親権停止をされている二年間、この間にいかに親子の再統合をきちっと図っていくかということが重要でございます。まさにそのための親子再統合のプログラムの開発など、私も一生懸命取り組んでいるところでございます。

現在、多様なプログラムの実施状況とかその効果等について研究を行っております。保護者指導に関する調査、検証の成果を踏まえまして、さらに児童相談所が保護者指導あるいは支援に適切に取り組めるように努めてまいりたいというふうに思っております。

○あべ委員 ぜひともその部分はお願したいというふうに思います。最後の質問になります。離婚後の面会交流権に関してでございます。

平成二十年、離婚の件数は二十五万一千三百三十六、平成元年よりも十万件もふえまして、二分六秒に一組が離婚をするという状態であります。離婚時に未成年の子供がいる家庭が、何とその六割の十四万三千八百三十四であります。

そうした中にありまして、司法統計年報によりまして、面会交流の調停の申し立てが、平成十年は千七百件、平成二十年には六千二百六十一件と四倍になっておりますが、認められたのは何と四九%であります。

特にこの面会交流権、子供の側からしますと、

離婚をした一緒に住んでいない親が自分のことをちゃんと認めてくれているという確認をしなければいけない。親権の促進、またアイデンティティーの確立の点から必要だということに言われているところであります。

ここにきて、大臣、この文言が一言入った。特にこの面会交流権の必要性を大臣はどのようにお考えでしょうか。

○江田国務大臣 離婚の場合にどういう取り決めるかという規定が十分でなかった。しかし、実際には、面会交流にしても、費用の負担にしても、これは離婚するその親同士でちゃんと約束を決めるということが望ましいことには決まっていますので、家庭裁判所でも、なるべくこれを決めさせよう、決めるようにということである努力をした。しかし、なかなかそこに至らなかったということがあります。さらにまた、そういうものが、父と母の間の駆け引きとか、そういうものに使われてしまうというふうなことがあつたのが実情だと思っております。

そこで、今回、この面会交流とか費用の分担とかについてきっちり合意をしないとい、さらに、その合意は子の利益のために第一なんです。このことを法律に書き込もうとしているわけでございます。

私は、離婚といえども、父であること、母であること、これは変わらないので、子供のために考えると、やはり、私のお父さんはあそこにいる、私のお母さんはあそこで見えてくれている、これは大切なことなので、基本的には、いろいろな個別の事情はあると思いますが、あると思うけれども、基本的には、やはり面会交流というのは子供の福祉にとつては大切なことだ、これを奪うということではよほどのことがないとやっちゃいけないことだと思っております。

家庭裁判所でそういう合意をつくるときに、家裁には調査官がいますから、調査官は、その親子の再統合というふうなことで考えていろいろなことをやりますから、私としては、家裁調査官の

仕事に大いに期待をしたいし、さらにまた、その家裁調査官が、最後に離婚がきつちり成立する、あるいは調停の場合もあるでしょう、そういうときに、一応そのいろいろな記録をつくりたいので、これは想定の中には何もありませんが、そうしたものが児相その他にちゃんと引き継がれるというふうなこともあるいは考えた方がいいのかな、こんなことも思っております。

○あべ委員 私は、子供にとつては本当に大切なことだと思っておりますが、離婚というのはそんなに簡単にされている方は余りいらっしゃらないんじゃないかということも考えたときに、元配偶者と子供が接触するということが母親の情緒的な部分に大きな影響を与えるということも実はあると思っております。また、子供と一緒に住んでいない親に面会交流をすることによっての中長期的なその影響というのは、私はしっかりとフォローも教育もカウンセリングもして、これは法律を超えた形でやっていかなければいけないと思っております。そちらの方の整備もぜひしていただきたいと思っております。

最後に一言言わせていただきますが、実は、阪神大震災のときに、避難所において児童虐待の報告がかなりされております。私は、今回の東日本大震災、特に避難所生活が長くなる中、児童虐待にはしっかりと焦点を当てていただき、被害者がふえないように、本当にこれからは御配慮いただきたいというふうに思っております。

時間になりましたので質問を終わります。ありがとうございました。

○奥田委員長 次に、馳浩君。

○馳委員 自由民主党の馳です。きょうもよろしくお願いたします。

今ほど、あべさんが最後におっしゃった阪神大震災のときの児童虐待の案件というのは、詳しく言うところのことなんです。いわゆる避難所等においての性的虐待が随分あつたんですよ。改めて、今般の東日本大震災、避難所における子供の

監護についての対応というものを、やはりしっかりと目を光らせていただきたいということをまず最初に申し上げておきたいと思っております。

では、質問に入ります。

まず最初に、現行の親権規定が定められたのはいつのことでしょうか。

○原政府参考人 明治三十一年に、いわゆる明治民法の第四編に親権に関する規定が設けられております。その後、戦後、新憲法が制定されて昭和二十二年に、新憲法の理念である個人の尊厳、男女平等の観点から改正が行われて、現行の民法の規定になっていくという経緯でございます。

○馳委員 現行の、現在の親権内容をお示しいただきながら、それ以前の親権の内容との違いをお示しくください。

○原政府参考人 現行の民法の第四編、親族編を見ますと、その第四章に親権という規定がございます。第一節が総則、第二節が親権の効力、第三節が親権の喪失、こういう構成になっております。

第一節の総則では、だれが親権を行使するかという親権行使の主体についての規定が置かれております。それから、第二節の親権の効力では、監護、教育の権利義務や財産管理などの親権の具体的内容についての規定が置かれております。それから、第三節、親権の喪失では、親権の喪失や管理権の喪失についての規定が置かれており、こういう体系になっております。

明治民法と比較しますと、明治民法では、原則として、子と家を同じくする父親に親権があるものとされておりました。母親に親権がある場合は制限されておりました。これは家制度の影響だろうと思っております。戦後、先ほども申し上げましたが、新憲法が制定されました。個人の尊厳や男女平等の観点からの改正が行われましたので、現行民法におきましては、親権は父母が婚姻中は共同で行使する、こういう規定になっております。それから、親権の効力や親権の喪失の規定は、現行民法と明治民法では基本的には同じ内容だと考えてお

ります。

○馳委員 明治以降からの親権規定の流れを踏まえると、今回の改正は、子の利益を軸に、明治時代にはない、戦後認められた親権規定を再構成したものと見てよいのではないかと思います。そういう意味での歴史的意義を感じますが、大臣、いかがでしょうか。

あわせて、文言も、「子の利益のために」ではなくて、子の最善の利益のためにと、もっと明確に改正すべきではなかったのでしょうか。

○江田国務大臣 今、政府参考人から説明がありました。明治憲法というのは基本的に家というのを家族の単位にしています。戸主がいて、そのもとにずっとおいて、おい、めいまで含めていろいろな人がそこへ入っていたわけですね。そうした家の一員としての子。したがって、例えば、民法の中には、未成年の子の兵役出願の許可、こんなものが親権者にあたり、あるいは母の親権の行使については親族会の同意といったものがあつたりしたわけですね。

しかし、これは個人の尊厳や、あるいは男女の平等ということからしておかしいということ、戦後の改革で家制度をなくして、そして戸籍というのは夫婦と子供という単位にして今の制度になったわけで、基本的には、私は、その段階で親権というのは子供のために行使するんだということになっていると理解したいと思えますけれども、しかし、やはり戦前からの流れがずっとあつて、なかなかそこは明確でなかった。

しかし、今回、国連でもチルドレンファーストという原則を確立しています。子供というのは未来の夢であり希望であるので、やはり子育てあるいは子育て、これを最重要にして、親権というのはそういうことのために行使するんだということ、を明確にしたいということで、「子の利益」といたしました。

子の最善の利益というのは、これはもう当たり前でありまして、最善と書かなくても、「子の利益」というのは最善の利益です。逆に、書けば、

最善はこうだけれども次善はこうで三善はこうでとなつたら、それはかえって何か複雑になるだけなので、「子の利益」というのは最善の利益のことなんだ、こう御理解いただきたいと思えます。

○馳委員 わかりました。大臣の、やはり明治時代以来の親権についての社会的な背景を踏まえた流れが今日に至っているということの理解が本当によくあつて、私はよかつたと思えます。

実は、そうはいいながらも、平成十六年に児童虐待防止法を改正したときも、平成二十年に改正したときも、いずれも附則に、親権の一部一時停止はすべきであると、これは議員立法で改正しましたから、強く強く要請してきたにもかかわらず、それを抵抗してきたのは法務省なんですよ。何でこんなことになってしまったのかということ、今さら言うつもりはありませんが、きょうの質問をさせていただきながら、前に向かった議論をさせていただきたいと思えます。

では、次に行きますが、本改正案の条文で面会と交流が区別して規定されているが、この両者の違いは何ですか。

○原政府参考人 面会といいますが、実際に父または母が子に会うことを意味しております。交流は、それ以外に、電話による会話とか手紙による意思疎通、こういうものも含む広い概念でございます。面会を含む広いものとして交流という用語を使っているところでございます。

○馳委員 交流の中にはメールも入りますね。

○原政府参考人 入ると考えております。

○馳委員 こういふところが時代の違いということだと思えます。

平成八年の法律案要綱では「面会及び交流」となっていました。本改正案は「面会及びその他の交流」と変わっておりますが、両者の違いは何ですか。「その他の」を盛り込んだ意図は何ですか。親子の接触にはその他の交流より面会が基本であると考えてよろしいでしょうか。

○江田国務大臣 面会と交流の重なり部分と違う部分というのは今お答えしたとおりですが、確かに、平成八年の法律案要綱では「面会及び交流」となっていたけれども、これでは面会と交流は別物だという理解になってしまうので、面会が基本です。やはりそれは親子ですから、メールもいいですけれども、やはり顔と顔が見える関係というのがそれは一番大事。ということで、面会は基本ですが、しかし、面会だけじゃなくて、広く交流、メールもあるいは電話も手紙もいろいろある、そういう広く交流というものを大切にしよう、ということで、面会を基本に置きながら、その他の交流というように書き分けているので、ここは概念を正確に表示したということだと御理解ください。

○馳委員 平成六年の要綱試案では「面接交渉」となっています。「面会及びその他の交流」と「面接交渉」とどう違うんですか。

○江田国務大臣 面接交渉という言葉は以前から使われていました。面接交渉権という言葉なことを言われていたのですが、何かよくわからないんですね。面接に行くということとか、会社の面接もあるし、弁護士の被疑者の面接もあるし、そういうものじゃなくて、もっと人間的な、血の通った関係を意味したいということで面会その他の交流という言葉を使ったので、両者の内容に違いはないと理解しております。

○馳委員 よりわかりやすい表現としたというふうに理解をいたします。

本改正案の面会交流の規定は、平成六年の要綱試案の説明に示された内容を踏襲しております。この要綱試案の説明には、「子の養育・健全な成長の面からも、一般的には、親との接触を継続することが望ましい」と大変大事なことが明確に書いてありますが、この点も本改正案は踏襲しているということでもよろしいですね。

○江田国務大臣 委員御指摘のとおり、要綱試案にありますが「子の養育・健全な成長の面からも、一般的には、親との接触を継続することが望ましい。これは本当にそのとおりでございます。」一般的には、親との接触を継続することが望ましい。これは本当にそのとおりでございます。

「一般的には」といって、何か例外がいつばいある

みたいに関係あるかもしれないけれども、例外は少ない方がよいので、よほど特殊な場合を除いては、いろいろな難問があるとしても、やはり親との接触というのは大事なことで考えておりました。この考え方を踏まえて今回の立法に至っております。

○馳委員 これを踏まえて、今回の面会交流を特出しして明記した立法の趣旨をお伺いしたいと思います。

一部流言がありますように、裁判実務で定着している面会交流を確保するというだけなら、これは断じて納得できません。海外と比べても不十分な面会交流を積極的に推進していくという立法趣旨でなければ、法務省が言う、子の成長に親との継続的接触が望ましいという理念も絵空事で終わってしまうからでございますが、いかがでしょうか。

○江田国務大臣 もともと、民法第七百六十六条第一項の「監護について必要な事項」という中に面会交流が含まれていると解釈されていますし、家庭裁判所の実務もそういう理解には立っています。しかし、面会交流ということが明確に条文化されていない。そこで、どうしても、家庭裁判所でこの調整を行う場合に、当事者に条文にこう書いてあるのだという言い方ができないものから、ついつい、離婚をする際に明確な定めが行われない場合が出てきていたんですね。

そこで、監護について必要な事項の具体例として条文の中に明示をする。このことにより、協議上の離婚をするに際して、当事者間でその取り決めることを促しているんだ、これが我々国会の意思なんだ、こういうことを家庭裁判所にもよくわかっていただけて、そうした家庭裁判所の運用、そして、その運用を通じて、一般に、協議離婚する場合にもやはりそこは取り決めが必要なんだ、そういう社会の常識をつくっていくとこう考えているわけでございます。

これが書かれていないことで、そこまでまだ尋ねられていませんね。(馳委員)どうぞどうぞと

呼ぶ)これが書かれたことによつて、面会交流とが費用分担とかが、別れようとする父親、母親の駆け引きの材料になつたりいろいろな紛議のもとになつたり、それは違いますよと。あくまでこれは、お父さん、お母さんが駆け引きの材料なんかに使つてはならないんです、子供の利益のために考えることではないので、その後、子供の利益とすること、これもちゃんと法律上書かせていた、だいたということでございます。

○馳委員 大臣、とんとんしゃべつていただいでいいんです。なぜかという、大臣の発言を明確に議事録にし、その議事録を最高裁にちゃんと読んでおいてほしいんです。私は、これまでどれほど、私もそうですが、御党の小宮山洋子さんあるいは公明党の富田茂之さんなど、何度も何度もこのことを言いつつながらね返されたのが最高裁の壁であつたわけでありまして、思うところはとんとんしゃべつていただいで結構です、よろしくお願いいたします。

そこで、裁判実務で、より面会交流が積極的になるようにするためにも、権利性を正面から規定して明文化した方が立法趣旨をもっと明確にできたのではないですか。いかがですか。

○江田国務大臣 これはなかなか難しいことで、それは人間と人間との関係は権利と義務の関係にきれいに整理ができるわけですが、しかし、なかなかきれいに整理をしようとする身もふたもないというように、これもまた実際にはございまして、子供の利益というのは権利義務とかいうことを超えた崇高な目的だ、そういうように私は考えております。

面会交流というのは子の権利なのかあるいは親の権利なのか、その法的性質とは何ぞやと、いろいろ法律学的には議論がありますが、そういう議論を超えて、やはり子の利益のために面会交流というのをしっかりとついで、こういう立場者としての願いがここにこもつていて、というふうにお聞きいただきたいと思います。

○馳委員 極めて現状肯定、現状追認的な答弁

だつたと思ひます。

実は、各国の実情もいろいろ参考に見てみました。お隣の韓国でも権利としてしっかりとつてありますね。主要国では正面から権利性をうたつておりますし、我が国が批准をした児童権利条約でも同様です。つまり、我が国の国民認識が世界標準に追いついていないと言わざるを得ません。

今回、正面から権利性を規定して、むしろ、国民に対して、子供の利益のために必要なんですよ、こういう発想を啓蒙するという趣旨での改正をすればよかつたのではないですか。そして、過度の権利主張を危ぶむのであるならば、児童権利条約のように子供の権利とすればかなり回避できるのではないですか。この辺、いかがでしょうか。

○江田国務大臣 なかなか痛いところをずばりずばりと追及されるので答弁に苦労するんですが、非監護親と子の面会交流について、それがだれの権利なのか、権利ではないのかということについて、これは本当に議論がいろいろありまして、なかなかまとまらなかつたのが実情だと私は聞いております。

その議論がまとまるまで待つわけにもいかなないので、そこで、まずはこういう面会交流というものをきつちり法律に書き込もう、それは子の利益のためですよということも書き込もうということを書いていきますので、今、私が、これは子供の権利でございますと答えると、やや、ここまで議論して下さつた皆さん方の議論を踏み越えることになるので答えませんが、しかし、私の言いたいことは恐らく理解していただけると思っております。

委員が今挙げられました子どもの権利条約その他、国際的ないろいろな水準、そういうものは私もよく承知をしているつもりでございます。

○馳委員 前回の法務委員会の一般質疑のときに、あのときはハーグ条約の話でありましたが、私、こういうことを申し上げたと思つてですね。離婚をしたら夫婦の問題、離婚をしても、子供に

とつてお父さんはお父さん、お母さんはお母さん。私は、そういうふうな観点、まさしく子の利益を優先するという考え方に立つて、もうちょっとその権利性を主張し、しかしながら、子の利益のためにも面会交流を制限することもあり得る、こういうふうにしていったらよかつたんじゃないかなと思つておられますよ。

次の質問に移ります。
本改正案によれば、何が子の利益にかなうかの合理的判断は、第一次的には父母の協議によつて行われることとなります。つまり、父母こそが子の利益を判断するに最適任者だという価値判断が根底にあると思ひますが、いかがですか。

○江田国務大臣 これは、やはり子供にとつて親は親で、親にとつて子供は子供で、その関係というのは社会の一番基礎的な家族関係なんです。したがつて、子供の利益というのは何だろうと考えるのは、それは第一はやはり御両親なんです。家庭裁判所で御両親がいがみ合つていても、そこは、先ほどの質問者にも答えましたが、家庭裁判所の調査官というのはいろいろなカウンセリಂಗ能力も持つておるので、間に入つて、そして本

当に調整をしていく。これは、離婚しない結論に至る場合も、する結論に至る場合にも、ちゃんと調整をして、そして、人間関係のいろいろな、無用なもつれをなくして考えていくわけですが、家庭裁判所が入るに際しても、やはり第一義的に、あるいは第一次的に子供の利益を考へるのは父親、母親だ、この点は、世の中の父親、母親にはよく理解をしておいていただきたいと思います。

○馳委員 しかし、父母の第一次的判断を尊重する余り、監護権のある親が面会交流に強く反対している、後に家裁が介入することになつても、面会交流は基本的には認められないとの結論となりやすいんです。

事実、そう明言している審判例があります。この審判例を紹介いたします。横浜家裁で平成八年四月三十日に出された判例であります。読みます。「親権者である親が非親権者である親による

面接交渉に強く反対している場合においては、特別の事情が存在しない限り面接交渉を回避するのが相当である」と、こういう判断基準を示しております。

最高裁にお伺ひしますが、まさか現在の實務においてこのような審判例がリーディングケースになつていないでしょうか。審判の結果はもろろん別として、このような判断基準、これは否定すべきではないでしょうか。いかがでしょうか。

○豊澤最高裁判所長官代理人 面会交流の可否あるいはその態様等につきましては、個々の事案に応じて、家事審判官、裁判所が個別具体的に判断する事項でございます。

御指摘の審判例につきましては、事務当局としては、個別の審判についての意見を申し上げます。これは差し控えさせていただきますと思ひますが、現時点、近時の一般的な実務の取り扱いという観点から申し上げますと、一般的には、子供の健全な成長、発達のために双方の親との継続的な交流を保つのが望ましいという、子の福祉の観点から判断がされているものと考へており、子供への虐待がある、そういった面会交流を禁止あるいは制限すべき事情が見当たらない限り面会交流が認められ、その態様や回数等につきましては、双方の親の事情あるいは親と子供の関係、あるいは子供の事情を総合考慮した上で回数であるとか方法等について個別的に定められている、そういった実情にあるものと理解しております。

以上です。
○馳委員 最高裁の豊澤さんという人ですね、家庭局長。それなら、私が今紹介した横浜家裁の平成八年四月三十日のこの審判例というのは、極めて特異な例、個別の例であり、今現在は余り好ましくないというふうな考へてよいでしょうか。豊澤さんにお伺ひしたいと思います。

○豊澤最高裁判所長官代理人 平成八年の時点では、こういった理由を付した審判が出ておることは、

御指摘のとおりでございます。

ただ、近時の審判例、二年ほど前に判例タイムズで取りまとめた、これまでの面会交流に関する審判例について調査分析した文献等、そこに引かれている裁判例等を見ましても、大勢は先ほど申し上げたような傾向にあるものというふうに理解しております。

○馳委員 では、改めて私はもう一回言います

やはり、離婚をしても、夫婦はいたし方ない、子供にとつては非監護親と面会交流を定期的にすることがふさわしい。しかし、諸般の、それぞれいろいろな事情によって、面会交流はしない方がよいときもある。これはまさしく個別、特別な事情があつてと。こういうふうな近時の判例だということに私は理解しようと思つておられるんですけれども、それでいいんですね、私の理解で。もう一回、豊澤さんにお伺いします。

○豊澤最高裁判所長官代理者 近時の審判例、あるいは実務の状況、その判断の傾向というのは、先ほど私が申し上げましたとおりの傾向でございます、今委員の御指摘のような方向にあるものと思ひます。

○馳委員 だったら、大臣、面会交流権と明確にうたつてもよかつたんじゃないんですかと私も思つておられるんですよ。いかがでしょうか。改めてお伺いします。

○江田国務大臣 重ねての御質問ですが、先ほど申し上げましたとおり、いろいろな皆さんの議論を集約してこへ至つておるので、私の気持ちは気持ちとして、権利という言葉を使つていない、しかし、あくまで子の利益のために、これは、周辺の皆さんも皆、子の利益のために面会交流はできるだけできるように努力をする義務を負つておられるんですよという理解をぜひしていただきたいと思ひます。

家裁の実務の扱いについてまで私がいろいろ言うことではありませんが、家裁の決定例というのが、リーディングケース、この方向でいくんだよ

といつて登載される場合ばかりではないので、先ほどの横浜家裁の決定例というのは一つの事例だといつて御理解いただければ、私としても大変幸いでございます。

○馳委員 家裁の実務についてはまた後ほど詳しくお伺いいたします。

そこで、最高裁に調査を依頼したいと思ひます。過去十年間の面会交流に関する家裁の審判で、面会交流の是非にかかわる判断基準を示した審判例をすべて書面により公表していただきたいと思ひます。

これは、立法府から司法、裁判の独立を侵すとか圧力をかけるというものではもちろんありません。今後の立法に生かすための活動だといふふうに御理解をいただいで、その調査をし、資料を出していただきたいと思ひますが、大丈夫ですか。

○豊澤最高裁判所長官代理者 この面会交流だけに限りませんが、家事事件と申しますのは、御承知のとおり、家庭内の問題や紛争に関するものでございまして、当事者のプライバシーに深くかかわるものでありますことから、その性質上、手続自体が非公開ということにされております。したがって、その結果として、その手続の中で出される判断でありますところの審判等につきましても、その調査、公表には、先ほどの観点からの慎重な配慮が必要であると思ひます。

このような観点からの配慮を行った上で、面会交流に関してこれまでに公表された調査研究といふものの比較的新しいものとして、先ほどちょっと言及しましたが、平成二十一年に法律雑誌に掲載された、裁判官と家庭裁判所調査官が執筆したものがございまして。これは、昭和三十九年から平成十八年までの面会交流に関する審判例五十九件について、その可否や頻度等についての考慮要素などを分析したものでございます。

このほか、法務省が委託して、親子の面会交流を実現するための制度等に関する調査研究におきましては、家庭裁判所での面会交流事件の分析のほかに、民間の面会交流支援団体からのヒアリン

グや当事者からのアンケートが実施されており、現在その報告書が取りまとめ中であるというふう聞いております。

法務省の調査研究の結果等も踏まえ、今後とも、家事事件の非公開性に配慮した上での調査研究といふものにつきまして、可能な検討を行つてまいりたいというふうに考えております。

○馳委員 るる御紹介いただきまして、では私も参考にしてお勉強させていただきます。ありがとうございます。

さて、そもそも離婚後の監護に関して高いストレス状態にある親に、子の利益を判断する冷静な判断能力があるのか。しかも、学問的に離婚後の親子の交流が一般論として子供の成長にプラスであるのに、それを知らない、認めることができない親が我が国にはいかに多いかということであり

であるならば、家裁が介入しなければならなくなつた事案において、子の監護に関して高いストレス状態にある父母の意見に左右されることなく、何が子の最善の利益かを客観的に家裁が判断することが必要ではないでしょうか。これも本改正案の趣旨の一つだと明言していただきたいのですが、いかがでしょうか。

○江田国務大臣 委員御指摘のとおり、父母の協議が成立せず家裁が介入しなければならなくなつた事案というのは、これは子の監護に関しても父母の間に高いストレスがあるという場合が多いだろうと思ひます。

その場合に、父母の方がこんなに子供についていらら状態にあるのに面会だ、交流だなんてとんでもないというふうな判断をするのでなくて、やはり、そういう状況であつても親と子というのは大切な関係ですから、面会交流を子の福祉のため、子の利益のためにぜひ実現するように努力をしよう、例外はどんな場合でもありませんが、努力をしようというのが家庭裁判所の調停または審判における努力の方向だ、そのことをこの法案は示している。これはぜひ、そういうふうにか家裁でも

理解をさせていただいて、努力をさせていただきたいと私は思つております。

○馳委員 関連をして、一般論として、子が別居親と面会交流することが子の最善の利益にかなうわけですから、監護権のある親が面会交流に強く反対しても、特別な事情がない限り裁判所は面会交流を実現すべきだ、面会交流させることが子の利益と推定されるなどの価値判断が本改正案の趣旨としてあるということも明言できないでしょうか。いかがでしょうか。

○江田国務大臣 そういふ、委員が御指摘のような場合は、なかなか困難はあるかと思ひますが、それでもやはり、可能な限り家庭裁判所は親子の面会交流ができるように努める、これはこの法律の意図するところだ、こう私は思つております。

家庭裁判所の調停、審判で、より一層そうした方向で努力がなされることを期待しております。

○馳委員 この問題の根底には、面会交流を家裁が命じて、強制力を家裁が持たないために、家裁の権威のために、命じたくても抑制が働くこと一番の問題があるのではないかと私は見えておりますが、いかがでしょうか。

○江田国務大臣 私は、裁判官をしたことはございませぬが、かなり古い時代でございまして、しかも、家庭裁判所に勤務をしたこともあるんですが、すぐお隣の少年事件ばかりやつておりましたので、家裁でそういう傾向が一般的に働くということが言えるかどうかは存じ上げておりませぬ。

おりませぬが、確かに、履行の勧告とかあるいは間接強制とかいろいろあるけれども、実際に、会わせるというのを、それこそ引きずつていって、それ会えといつて会わせるのじゃやりますまいので、そこはその気になつて親子が会わなさいけないので、そういうその気になるといふのはなかなか強制できるものじゃないので、そういうあたりを考へながら、家庭裁判所というのは、粘り強く、余り行き過ぎてはいけません、当事者の心のひだに分け入つて、心を解きほぐしながら、いい親子関係ができるように努力をするものだと

期待をしております。

○馳委員 ちよつと強烈なことを今から提案しますね。

家裁の履行勧告に従わなかった場合に、民事執行法百七十二条の間接強制はできませんが、現実には余り機能しておりません。そこで、履行勧告や間接強制を何回も無視したり等、ひどいケースに、児童虐待防止法の虐待事案と認定したり、人身保護法を適用して、人身保護命令を出して、罰則で担保したりすべきではないかと思いますが、いかがですか。

関連して、不当な子供の連れ去りも虐待と言えないのではないのでしょうか。ここは厚生労働省に聞いた方がいいですね、法務省に聞いてもあれです。

私なりにこうしたらどうかと思ってお伺いいたしますが、いかがでしょうか。

○江田国務大臣 馳委員がそうして一生懸命に履行勧告に従わなかった場合などの対応についてお考えいただくことは、大変大切だと思っております。

確かに、残念ながら、面会交流をめぐって、父と母が対立して適切に実現されない事案があるのは事実でございます。ただ、監護親が面会交流を拒否する、これはやはりいろいろな理由もあって、面会交流の際に子を連れ去られるのではないかと不安があるとか、あるいは、離婚に至った経過の中で強いストレス、葛藤があって、もう顔も見たくもないというようなそういう気持ちもあって、たとえ子供といえども会わせたくもないというような気持ちも強くあったり、あるいはまた、親子の適切な面会交流が、たとえ別れた元夫、元妻との交流であってもやはり子の健全な育成のためには重要だということがなかなか理解されない、そうした事情があるのだと思います。

ただ、こうした事情があるときに、それに強制力でもって臨むことが本当にいい人間関係をつくっていくのかというと、強制力というのはまたこれは一つのストレスになっていくわけでありま

して、強制ではなくて説得で、やはりそこは納得でこの交流ができるようにしていくことが非常に重要だと思えますので、やはり、別れた後も父は父、母は母なんですよということの理解とか、あるいは、連れ去られるような心配はない、こういうやり方で会わせるんですからとか、そういうさまざまな説得の工夫は私はたくさんあると思うので、そうした努力を精いっぱいやるのが大切だと思います。

それから、人身保護も、人身保護というのはある人を拘束しているのを引き離して裁判所に連れてくるという制度で、監護親が子供を監護している状態が人身保護に言うところの拘束に当たるかというのは、大変判断は難しいだろうと思えます。いずれにしても、納得が大切と思っております。

○石井政府参考人 なかなか難しい御質問をいただきました。また、かつて児童虐待防止法というのはまさに先生方がおつくりになった法律でございます。また、かつて児童虐待防止法というのがあるわけですが、一応、前提として、家裁の履行勧告に従わないというスタート地点がありますし、大変著しい、ひどい場合だという前提があるんだろうと思えます。

個別具体的なケースを見ていかないと、なかなか、本当にこれが児童虐待の定義に当てはまるのか、一概にこの判断は難しいところがございますが、ただ、先生御案内のとおり、児童虐待の定義の二条、その第四号の中に、「児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、そして「その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動」これが児童虐待に該当するということでございますから、まさにこれに該当するような極めてひどいケースについては、当たり得るということだけは申し上げることができるかと思えます。

○馳委員 まさしく、定義の特出しということになると難しいですね。実は我々も虐待防止法改正案をつくったときに、例えば、子供に対しての直接の虐待じゃないんだけど、親同士が激し

い争いをしていっていることを見せることは虐待に当たるよというふうな概念を定義の中に入れたんですよ。したがって、まさしく石井さんがおっしゃったように、議員同士の議論の中で、私が今申し上げているのはこういうことですね、一方に全く無断で勝手に連れ去って、会わせない、それが子供の利益にとってどういう影響を及ぼすのか、これはやはり虐待の事案の一つとして認めてもよいのではないかと議論が煮詰まれば、これはまた特出しの書き方を、あるいは改正をすることもあり得べしなのかなと私は思っているということをお聞きさせていただきます。

ちなみに、平成二十年に児童虐待防止法を改正したときの附則、二つ、いろいろありましたよね。一つは親権の問題で、今回実現いたしました。もう一つの、社会的養護の問題を充実するというところもあります。したがって、児童虐待防止法についても、時代背景を踏まえて三年ごとに改正していくようなイメージはないか。

我々の想像、理解を超えるような虐待事案というものが出てくる以上はそれには対応すべきではないかという議論は、これは超党派の勉強会の中でもされておりましたので、ぜひ厚生労働省としてもその辺の理解を進めておいていただきたいと、まずお願いを申し上げます。

さて次に、面会交流を支援する民間団体の取り組みを公的に支援する体制をしっかりと構築すべきではないかと思えます。面会交流を滞る同居親の気持ちに寄り添って、不安を取り除いたり、面会時の安全を確保したりすべきであると思えます。いかがでしょうか。将来的には、全国の家裁がある地域にすべて公的な面会交流センターを設置して、専属の専門員を配置すべきと思えますが、いかがでしょうか。

○石井政府参考人 お答え申し上げます。まさに、子の利益の観点から、離婚後も適切な親子の面会交流が行われることは極めて重要だということふうに認識をいたしているところでございます。

厚生労働省では、平成十九年度から養育費相談支援センターを設置いたしました。ここで養育費のみならず、面会交流の相談にも応じておるところでございます。その相談実績も、まだ数は少のうございますが、年々ふえてきている、そういう状況でございます。また、都道府県などを単位に設置をされました母子家庭等就業・自立支援センターにおきまして、ここでは専門の相談員を配置し、養育費や面会交流の相談支援に依拠しております。これも相談実績は上がってきております。

今後とも、まだまだ専門の相談員を配置してない母子家庭等就業・自立支援センターがございますので、そこでの配置を進めるとともに、相談員の人材が大切でございます。その人材養成のための研修や関係機関との連携など、面会交流に関する相談支援体制の充実を図ってまいりたいというふうに考えております。

○馳委員 わかりました。さらに進めていただきたいと思えます。家裁の負担の軽減も重要です。例えば、最近、現役弁護士を家事調停などの非常勤裁判官として採用しておりますが、仕事がない弁護士活用の観点からも、より推進すべきではないかと思えますが、いかがですか。

○江田国務大臣 最近、弁護士になっても就職先がないなどといういろいろな声があって、悲鳴も聞こえるんですが、こういう皆さんに仕事の場をもっとふやす努力、これを私も私としていく必要はあると思っております。今委員御指摘の家事調停官でございますが、これは、弁護士になっても仕事がないという者になつてくるといっても、そうはいきません。というのは、弁護士で五年以上その職にあった者の中から日本弁護士連合会の推薦を受けて最高裁が任命する非常勤の裁判所職員ということでございますので、五年間は弁護士をやっていたかなきゃならぬわけです。しかし、そういう皆さんに原則として週一日、所属裁判所で家事審判官と同等の権限で調停事件を処理していただいていると

が、やはり離婚のこういう状況を直視すると、そこは、非監護親と子との交流というものを、もつともつといろいろな意味で私どもサポートしていかなくやいけない。それは、いろいろなそういうサポートの団体があつたりカウンセラーがあつたり、いろいろなシステムをつくっていかなければいけないと思っております。

○池坊委員 私も大臣と同じぐらいの世代です。で、まず、夫婦に多少のことがあつたとしても、子供の最善の利益のためには両親と一緒に養育する方がベターではないかというふうに考える世代でございます。今、若い世代は、そんなけんかしている親よりは、すぐに自分たちの幸せを追求した方がいい、それも一つの新しい価値観ではあると思えますから、それを否定するわけではございませんけれども、私はその影響を子供に与えてはいけないのではないかと思っております。

面会交流は、親にとつては、子供との精神的交流を図り、その成長にかかわるといふ点で重要な意味を持つものではないかと私は思っております。他者の妨害を排除してでも実現されるべきであるという点で、法的保護に値するのではないかと私は思います。子供にとつても、健全な成長を果たす上で極めて重要で、親と子供の両方にとつての権利ではないか。親の権利だと言われているところもあります。私はそうではなくて、子供の権利ではないかと思っております。

アメリカでは、一九八〇年にカリフォルニアでそのような養育の規定ができましたとき、それをきっかけとして全米に広がつたといふふうに聞いております。

インディアナ州の親時間ガイドラインというのを読みましたら、冒頭に、両方の親と頻繁で有意義かつ継続的な接触を持つことが、通常、子の最善の利益であるといふ仮定のもとにガイドラインをつくつたんだといふふうに言われております。

八つの項目がございましたが、その一番初めに、親が別れることに子は責任がないこと。これをやはり親は念頭に置くべきではないかと私は思っております。

おります。

二番目は、子は両方の親とそれぞれ独立の関係維持発展させ、それぞれの親から継続的な養育と監護を受けること。私はこれも、両親が仲が悪くても、子供にとつてはいい父親であり、いい母親であるということもあり得ると思えます。

それから、児童虐待を見ておられますと、もし共同で養育していたり、あるいは面会交渉があつたならば、子供の異変に気がつくということもあり得たなというふうに私は感じたこともございまして。

これが例えばアメリカですと、半数以上が、六五%でした。月には二泊三日で、どっちかの、一緒に住んでいない方の親のところ泊まりに行く、そういうことが、個人主義の国ですから、尊厳ということでも認められているんだと思えますけれども、日本の場合には、どうしても家族観というか、それがこの面会交流を阻んでいるのではないかというふうに私は考えております。日本の場合には、離婚すると、もうこれは縁切りだよというふうなことになるので、いけません。

非監護親との面会交流が十分に行われるようにするには、民法七百六十六条第一項を改正する必要があります。さまざま施策が必要と私は考えております。政府あるいは最高裁として、どのような施策を講じるおつもりがあるのか、ちよつとお聞かせいただきたいと思えます。

○小宮山副大臣 委員が再三おっしゃっていますように、子の利益の観点から、離婚後も適切な親子の面会交流が行われるということ、これはとても重要だと思っております。

今回の民法改正案で、子の監護について必要な事項の具体例として、親子の面会交流が条文上明示されています。

厚生労働省としましては、平成十九年から、養育費相談支援センターを設置いたしました。ここで、養育費のことのみならず、面会交流の相談にも応じているところです。また、都道府県等を単

位に設置されました母子家庭等就業・自立支援センターで、専門の相談員を配置いたしました。養育費や面会交流の相談にも応じています。

今後とも、専門の相談員を配置していかないセンターに、これは全国百六カ所のうち二十七カ所ございしますが、ここに配置を進めるとともに、相談員の人材養成のための研修や関係機関との連携など、この面会交流に関する取り組み、日本の中ではなかなか難しいと言われておりますが、子供のために充実するように取り組んでいきたいと考えております。

○江田国務大臣 小宮山副大臣の答弁のとおりなんですが、伝統的な家族観、家庭観ということもあると思えますが、それと別に、監護親が面会交流を拒否するのはなぜなんだろうか、ここを考えると、多少この対策が打てるかなど。

それは、一つには、面会交流の際に子を連れ去られてしまうんじゃないかと恐れる。これは、そういうおそれのないように、いろいろな面会交流のサポート体制をつくることで解決がつく。

あるいは、離婚に至つた父、母の強い葛藤がずっと残つて、もう顔を見るのも嫌だ。これは、やはり離婚の際に、今、離婚というのにはどちらが悪いから離婚じゃなくて、どっちもが立派なんだけれども合わないからという場合もあるんです。これは本当なんです。ですから、そういう場合には、やはり話し合つて離婚というのを円満にやつていく、そのことによつて、その後子供とのかかわりはちゃんと持てる、それを許すというふうなことに至ることは十分考えられる。

あるいは、子との面会交流は子供にとつて大切なことなんだということ、これはもうしっかり理解を深めていく、そういう手当てをしていく。いろいろそういうことがあつて、今、法務省ではこうした関係の調査研究を委託しているところで、真剣に研究をしながら今後の対応を私は考えていきたい。

あるいはまた、小さな営みだと思えますが、家庭裁判所の調査官OBが組織をつくつて、そうしたところ

たところいろいろなサポート体制を用意しているというふうなこともあるようにございまして、これからの課題でございまして。

○池坊委員 私も同じように思っております。新しい出発のために離婚をする、こういう夫婦があるということは認めるべきであると思えます。ただ、そのときに、では、どうやって子供がなるべく傷つかない方法を考えていくかということ、やはり大人たちの責任ではないかと思えます。

一九九四年四月、国連子どもの権利条約を批准いたしました。同条約では、親の離婚後も、子供の権利として、親とは分離されていないことが明示されております。我が国は同条約を批准したにもかかわらず、非親権者、非監護者である親と子の適切な交流がなされていない。これは、ほかの例を見ましても、韓国、アメリカ、イギリス、フランス、すべて調べましたら、やはり日本が一番甘いのではないかと、いふふうに思っています。

私は、積極的に、例えばペアレントインギング・コーディネーター、つまり監護調整人とかそういう第三者を置くということが極めて重要ではないか。そうすると、何か冷静に判断ができる、何か冷静な自分を取り戻すことができるのではないかと、思っております。

私は、一つには、国民一般への啓蒙ということが必要かと思えます。

二つ目には、離婚する夫婦に対する調停あるいは審判の際の啓蒙、これが大切。三つ目には、協議離婚する場合における行政窓口における啓蒙。あるいは、外国の例にあるように、養育計画の作成や講習受講を義務づけ、これをクリアした者のみ協議離婚を認める法制度の導入も必要ではないかと考えております。

四番目に、面会交流を円滑に行うために活動する第三者、今大臣がおっしゃいましたけれども、これは、離婚した夫婦が容易に利用できるようにするための措置、例えば、このような活動を行うためのNPOを公的に支援、離婚夫婦を紹介する、あるいは家庭裁判所に公的な面会交流センターを

も、家族法の改正というのは大変難しいことである。言ってみれば、民法の家族部分、家族法というものは、あかずの間というんですか、あかずの扉というんでしょうか、そういうものであり続けたいんじゃないかなと思います。今回それが開かれたと私は思います。

しかしながら、先ほど同僚議員からの指摘もございましたが、これまでも議論のあった、例えば非嫡出子の相続の問題とか、あるいは、出ては消え出たは消えの夫婦別姓の問題とか、いろいろな家族法にかかわる問題は頓挫してきているんじゃないか、頓挫という言葉がよろしければですね。そういう中で、余り指摘されたことはないんですけれども、もう一つ、児童虐待と並んで、今、高齢者虐待というのも非常に増加をしております。身体的虐待もあるし、それから、親の年金をとってしまうというふうな経済的虐待もある。

そういうものが非常にふえていっているんですけれども、親をだれが見るかというものについて、今の民法では難しいところがあります。もちろん、よくも悪くも、かつて旧民法では家督が相続しておりました。親をだれが見るかというのは均分相続とも非常に関連をしております。

ヨーロッパの国では、親の扶養義務をなくした国もあるというふう聞いておりますけれども、これは最後の質問になります。家族法の将来の課題として、今度児童虐待に対応する措置ができたんですけれども、老人虐待に対応する民法上の検討というのははされるかどうか。つまり、先ほど、子供は社会の子供と申しましたが、お年寄りも社会のお年寄り、社会介護をする制度に合っていくような民法改正というのは検討する方向はありますでしょうか。それを最後に伺いたいと思います。

○江田国務大臣 高齢者の虐待の防止が重要な問題になっていくことはよく承知をしております。高年齢者虐待防止というものは、やはり第一義的には、行政による対応によって迅速に解決するということが望ましい問題だと思っております。しか

し、高齢者、みんなの将来、みんなのあすです。ね、これを社会で支えていこうというのでもまた当然で、こうしたことから公的な介護の制度も導入をされ、これもいろいろな問題を含んでおりますが、さらにいいものにしていかなきやいけないというのには当然です。

ただ、介護の問題は民法の問題とはやや違って、民法の問題ということになりますと、やはり財産の管理が問題、財産の管理の能力に問題があるという場合に成年後見制度などがこの役割を果たすということになります。この成年後見制度というのは家族法の、民法の世界の問題ではございますが、家族法と高齢者虐待の関係は引き続き注視をしていきたいと思います。

○大泉委員 ありがとうございます。これで質問を終わります。

○奥田委員長 次に、馳浩君。

先週、四月二十日の連合審査会に引き続き、子供の連れ去り問題から質問をさせていただきます。子供の最善の利益を重視する姿勢を一段と今回の民法改正で出しました。ならば、未成年者の子供がいる夫婦間で起こった子供の連れ去り問題は、子供の最善の利益をしっかりと勘案して、慎重に裁判所の決定をすることが今回改正の立法趣旨の一つだと私は思いますが、大臣としての見解をお伺いしたいと思います。

○江田国務大臣 夫婦の間で子の奪い合いが生じた場合の子の引き渡し、これは、現在、家事審判法では、民法七百六十六条の子の監護について必要な事項として家庭裁判所が判断するわけですが、その場合に、本法律案で「子の利益を最も優先して考慮しなければならない」という理念を明記しております。これはもう委員の御指摘のとおりだと思っております。

○馳委員 具体的には、DV防止法上の保護命令を出すときも、より慎重に適正手続を踏んで行う

こと、不当な連れ去りは、場合によっては児童虐待となる場合もあること、監護親を決定する場合に、不当な連れ去りは不利に働き、逆に、面会交流に積極的な親が監護親の決定に有利に働くこと、面会交流の約束を正当な理由なくほごにした場合、監護権者変更の重要な要素となるなど、これらの四点をしっかりと制度化していくべきではないかと思っておりますが、いかがですか。

○江田国務大臣 DV防止法上の保護命令は適正手続が必要だ、あるいは子の連れ去りが場合によっては児童虐待になる、あるいは監護権、監護親を決定する場合に不当な連れ去りが不利に働くように、面会交流に積極的な親が監護権決定に有利に働くように、あるいは面会交流を正当な理由なく破つたら監護権者の変更の重要な要素になり得るといような御指摘は、いずれも一般論としては異論ありません。重要な指摘だと思っております。

ただ、この一般論を法制化することになりますと、その必要性とかあるいはルールとしての明確性、ほかに考慮すべき要素がないかどうかなど、いろいろ考慮しなきゃならぬ点がございます。今の段階では慎重な検討が必要だと思っております。

○馳委員 続いて、共同親権、共同監護権の問題について質問をさせていただきます。

このテーマで質問をする私の意図は、離婚をしても親としての機能は共同で果たすべきであるという、この大原則にのっとっての私の質問の趣旨であります。

まず最初に、今回の改正で子の最善の利益を軸に改正が行われましたが、このような流れの中で、さらなる進化形が共同親権、共同監護の導入だと私は考えており、伺います。

○江田国務大臣 私も直接にそれぞれの主要先進国の法制に自分当たったわけではございませんが、私が知っている限りで言えば、ドイツにおい

ても、フランスにおいても、あるいはアメリカにおいても、選択肢ということも含めて、いずれも離婚後の共同親権制度を採用していると承知をしております。

○馳委員 我が国では、共同親権、共同監護権について法制審議会等で検討されたことはあります。もしされていないのなら、これだけ学界やマスコミ等で議論をされているのに、なぜされていないのでしょうか。

○江田国務大臣 これも直接存じ上げていないほど知識が博学ではありませんが、法制審議会民法部会の身分法小委員会というのが昭和三十年七月にまとめた親族法の仮決定及び留保事項中において、離婚後も共同親権とするか、なお検討を要するというようにされたことと承知をしております。

さらに、法制審議会民法部会身分法小委員会が平成三年から婚姻及び離婚制度全般について見直しを審議して、平成六年七月にまとめた要綱草案では、これも共同親権の制度については今後の検討課題とするとされたということで、検討はされたがいずれも今後の課題とされているということでございます。検討していかないわけではないです。

○馳委員 では、伺います。

どうして単独親権でなければいけないんですか。

○江田国務大臣 これは、私なんか民法を勉強したところには、共同親権ということになりますと、子供の監護、教育方針がどちらか統一されないと、子供の価値観の分裂とかそういうものにつながって、やはり子供がすくすく育つには、監護、教育方針というのはどちらか一方で専ら行われた方がいい、そういう考え方であって、さらにまた、離婚に至った夫婦のトラブルがそのまま離婚後も持ち越すことになってしまいか、あるいは共同親権だとしても適切な合意がなかなか難しいとか、いろいろそういうようなことが言われたということだと理解をしております。

し、子供はそれぞれの責任を分担しながら育ててまいらなければならないと思っております。

○城内委員 私、戦後の行き過ぎた個人主義で、子供がいるにもかかわらず、安直な離婚というものが非常にふえているような感じがいたします。もちろん、DVだとかいろいろなきまざまな理由があつて離婚をするということは、これはもう当然認められるべきだと思いますが、やはりそういう風潮に歯どめをかける必要があるんじゃないかな、私は個人的にはそういう立場で考えております。

○城内委員 私は、戦後の行き過ぎた個人主義で、子供がいるにもかかわらず、安直な離婚というものが非常にふえているような感じがいたします。もちろん、DVだとかいろいろなきまざまな理由があつて離婚をするということは、これはもう当然認められるべきだと思いますが、やはりそういう風潮に歯どめをかける必要があるんじゃないかな、私は個人的にはそういう立場で考えております。

に依りて家事審判官が判断いたしておるわけでございます。

○城内委員 今御答弁ありましたけれども、実態は、私はいろいろ調べたら、やはり連れ去つちやつた方が勝ちみたいな、その後、連れ去られたと感じている方が言つてもなかなかあわせてくれないという実態があつて、強制力もありませんし、さらに、会わせてくれと行つたら、まだ離婚が成立してない妻がいて、追ひ返されるというケースが非常に多いというふうに向つております。

この民法七百六十六條の改正で面会交流をほとんど進めようということは大変結構なことではありますけれども、では、実態が本当に改善されるかというところ、やはりそこら辺は、きちんと運用を各裁判所がやつていかないと、改善されないんじゃないかと思つております。

この点、実は、アメリカのカリフォルニア州では、離婚時に裁判所が子供の監護権者を決定する際に、友好的な親かどうか、要するに、離婚はするけれども、一方の親にちゃんと会わせませよと約束をしてくれる、そういう場合を監護者として指定する一つの判断基準にとつています。いや、もう離婚した以上は絶対に会わせませぬよというふうなフレンドリーじゃない親は、なるべく監護者にさせない、そういう基準を採用しているように思つております。

○江田国務大臣 別れる場合に、子の監護者を決める。そのときに、相手に対してどちらの方がより寛容であるか。片方が、いや、月一回会わせませぬ、もう片方は、いやいや、月に二回は会わせませぬ、それなら、その月二回会わせる方を監護者に決めよう、そういうルールといたしますか、裁判所のやり方、これは一つの考え方だとは思いますが、子の利益の判断に当たつて、そのほかにもいろいろ考えなきやならぬ点はいっぱいありまして、この点だけを判断基準とするのはちよつと相当地でない。しかし、重要な指摘だと思つております。

○城内委員 いずれにしましても、監護者のエゴ、あるいは監護者が親権を既得権として一方の非監護者の権利を排除するような事例、これはやはり児童の福祉、権利という観点からも、あつてはならないことだと私は思います。虐待といったような特異なケースを除いて、やはりこれは運用面、あるいは基準をしっかりとつくり、そういうエゴあるいは既得権化が行われないようにしたいかと思つて、何度か言いますように、法律は改正しました、しかし、絵にかいたもちで、実態は余り変わつていませんということになりかねないのではないかと思つておりますので、その点についてぜひ今後の検討課題としていただきたいというふうに向つております。

最後に、もう時間がほとんどありませんけれども、人権侵害救済機関の設置について質問をさせていただきます。

これは報道によることですが、今日十三日に民主党が、川端達夫衆議院議院運営委員長を座長として、人権侵害救済機関検討プロジェクトチームを開いたというふうに向つて報道されております。その中で、内閣府の外局として、人権侵害を調査し、勧告する権限を持つた独立機関を設置する法案を今国会に出す方向で協議を始めたこととされております。川端座長は、その中で、一刻の猶予も許されぬ、政権交代をしたのだから、大きな一歩を踏み出したいと述べたとあります。そしてさらに、来る五月上旬までに党内合意を図るといふ方針である、そういう報道がされております。

私は実は、民主党の中にも、若手の議員の方と何人か交流しておりますが、彼らは反対だと。党内にそういう反対論が根強いというふうに向つて私は理解しているんですが、大臣はこうした反対論が所属されている民主党内にあるというふうに向つて認識されておりますでしょうか。

○江田国務大臣 民主党もなかなか幅広く、いろいろな意見があることは承知しております。

○城内委員 もう質問時間が終了しましたが、幅広い意見があるという意味ではなくて、それはもう当然ですよ。しかし、そういった反対意見にもぜひしっかりと耳を傾けていただけて、これまで大臣にも何度も質問させていただいて、どのように、人権委員の選出方法をどうするのかとか、あるいは、まさに人権救済機関をつくらせたらどれだけコストがかかるのか、こういう点もしっかりと数字を出していただけて、私は反対の立場ですけれども、つくるといふのであれば、どれだけ効果があるのかというのはいくらも数字と証拠で示していただきたいと思つております。

以上、これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

○奥田委員長 これにて本案に対する質疑は終局をいたしました。

○奥田委員長 これより討論に入るのであります。その申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

○奥田委員長 起立総員。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○奥田委員長 この際、ただいま議決いたしました。

○奥田委員長 起立総員。

○奥田委員長 起立総員。

つ慎重な、しかも十分な検討を図っていただかなければならないものだと思います。

○今野東君 終わります。ありがとうございます。

○丸山和也君 では、大分人数少なくなりましたところで、四十分という時間があるんですけれども、三十分でやめておけという声もありますので、そこらは臨機応変にやらせていただきます。思うんですけれども、質問がそうたくさんありませんので、大臣も長々と、言ってしまう失礼ですけれども、十分に語っていただいてもいいかと思いますので、今日は短くと言ったことはありませんから、思いのたけをしゃべっていただきたいと思います。

そもそも、今回、民法の一部の改正ということで、非常に大きな改正だと言われているんですけれども、確かにそうも思えるんですけど、ややちよつとピンぼけと言つておくれども、不徹底というか、どこを本当にどうしたいからこういう改正をしようとしているのかということがちよつと私には不透明なように思つておくれども、今回の改正の目玉といえますか、これが主眼だということなところを、大臣、ひとつ御説明いただきたいと思つています。

○国務大臣(江田五月君) 長々と答弁して結構と言われますと、何か皮肉を言われているような感じで、なるべく短く答えたいと思つています。

児童虐待、これが深刻な社会問題となつていて。そこで、児童虐待への取組、これを民法あるいは児童福祉法の場面で更に進めようというのが今回の問題意識でございます。その場合に、親権があるから虐待していいんだという、そういうことをあえて言うというか、あるいは誤解をしている、そういう親も見られるわけで、そこで親権制度というものをメスを入れようということが一つ。

それから、親権制度にメスを入れずと、やはり親権者に代わつて子に親権、監護権を行使する者が必要ということで、未成年後見人というものを

を増やしていこうということ。さらに、今の親権の行使の制約のこととか、あるいは離婚の場合の措置とかなどを通じて子の利益というのが一番重要なことですよと、これを導入をしよう。これは別に今始まったわけではないので、前も当然ですが、そういう文言が入っていないので、前もで、こういう文言を明確に入れようと、こうしたことが今回の主眼だと思つておられます。

○丸山和也君 今おっしゃつていただきましたことであると思うんですが、そうだとしますと、私がおや不満に思つたというのは、やはり今大臣の答弁の中にもありましたように、親権の在り方というか、それが非常に一つの根幹になつておられると思うんですね。そういう問題意識を持つておられると。

やはり、児童の虐待防止、児童の福祉、いろいろなことを考えた場合、親権者であるからということであるんじゃないかと思つておられる。そうすると、やっぱり親権の在り方について、規制も含めて、停止、いろいろなことを含めて、従来からあつた問題を含めて見直していくということ。今回の改正があるということをおっしゃつておられるように、やはり親権の在り方というのは一つの核になつておられると思うんですね。

そういうふうにとらえた場合、私は、これ昨今始まつたことじゃないんですけれども、もう恐らく私が弁護士になつて、そうなんです、三十年、三十年以上になるんですけれども、やっぱり親権が単独親権であるということについての疑問というのは、ずっと持つていたんです。親権が単独で、例えば離婚したときに片方が親権を持つて片方がなくなるというのはどう考えても理屈に合わない。

これはやはりなぜかなという疑問を持ちながら、まあ現実には、男性は社会に出て外で働く、女性も家庭に居るとかこういう発想で、それから子育ては女性に任せるとか、特に乳幼児の場合は、そういう非常に時代がかったやや封建的な発想の中で、社会構造の中で、女性が子供を育てる、だ

から親権を女性にという、まあそれはどちらでも行くんですけれども、ほとんどの場合は現在もう親権は女性に争つた場合なりやすいんですけれども、そういうことで単独親権というのが何となく是認されてきたように思つておられます。

ただ、女性の場合も離婚してもやっぱり働く必要がありまして、あるいは養育費をもらう必要があるし、あるいは女性であるがゆえに再婚してまた別の家庭をつくるということもあつて、いろいろなことを考えますと、決して単独親権が根本的に、両親の間から生まれた子が、離婚したからといって、たまたま親が離婚したというだけで単独の親権になるということが考え方としておかしいなと、今でも思つておられるわけなんですけれども。

それで、更にそういう傾向は強くなつておられると思うんですね。男女並びに働き方、生活の形態も変わつてきておられますし、それからやっぱり諸外国を見ましても、大半というか、正確に何割と言えませんが、ちよつと正確な数字は分かりませんが、それぐらいは共同親権じゃないかと思つておられます、考え方自身。

そうなりますと、今回、久々に一種の児童の虐待防止なり福祉を考えて大改正に及ぶとするならば、どうして根本的にこの親権の在り方、共同親権というところまで踏み込もうとしなかつたのか、これについて私は是非聞きたいと思つておられます、ひとつ含蓄のあるお答えをいただきたいと思つています。

○国務大臣(江田五月君) 私は法律家になつて四十三年ぐらいますが、委員と違つて実務に携わつたのは最初の十年程度裁判官として携わつただけで、後は実務に携わつていないので、ただただ長いというばかりで、しかも司法試験通つて司法研修所へ行つたのはもうはるか昔のことになつてしまつたので、いろいろな知識がさびつておられると思つています。

そういう前提で今の委員の御質問にあえて答えていくとすれば、私どもが勉強した当時は、やはり離婚をする、そうするとその父と母の間にあるようなトラブルがある、それを子に引き継いでしまふことはやっぱり遮断をした方がいいだろう、あるいは養育についているんな方針が違ひがあつて、それを離婚をした父と母で協議をしなければ決まらないというのややはり難しい、子供の育ちにとつて親の監護、教育というのはやっぱり一本化していただく方が一つの基準がはっきりしていいだろうという、そういうことから単独親権にしたというように学んだような気がいたします。

今回は、この児童虐待の防止という観点でメスを入れたので、その根本のところまでメスをを入れるに至らなかつたということなんです。さばりながら、今委員がおっしゃるとおり、私どもが勉強した、お互いもうかなり古いですが、それから今日までいろいろな変化が起きてきたのは事実だと思つています。

以前は、夫と妻がもう憎しみ合つて別れるというのが普通の形だったのかもしれない。しかし、今は、結婚をして子供をつくつてみたけれども、やはり私たち別々の道を歩んだ方がお互いの人生、より豊かに歩めるねというので、常にこり笑つておられるのはもちろん難しいことではあるけれども、やはりそこは理解をしながら別れ、そして父と子、母と子、この関係は必ずとこれからはも続けていくんだという、そういう別れた夫婦の在り方というのにも別に不思議ではなくなつてきているということ、これは事実だと思つています。

そういうことを考えると、やはりこれは、今回は児童虐待防止ということでありまして、共同親権というのは一度真剣に議論をしてみる価値のあるテーマだと思つておられます。

○丸山和也君 基本的には前向きに共同親権について検討をする価値があるとおっしゃつていただいて非常に結構だと思つておられますけれども、私は、民法の改正といつても、平易なように、社会の根幹といつても、人間関係の根幹にかかわる

やつぱり大きな一種の地殻変動を起こすぐらいのもので、なかなかそうチャンスがないんですね。一旦決めますと、すぐ政策的にころころ変えるということはとてもできるような性質のものじゃありませんし、すべきじゃないと思いますので。今回もう一歩踏み込んで共同親権まで入っていくべきじゃなかったかなということが非常に残念でなりません。

といいますのは、いろんな事例を相談を受けたら聞いたりしていますと、やはり一方に親権が行くという問題になっているケースというのは、常識的な面会交流というのがやつぱり妨げられると。要するに排除されるということから、一方の親の非常に孤独感というか、生きていく上で支えというのがなくなると、それがだんだんエスカレートしてあるいはやや実力行使に出ると、それは法的に処罰される、あるいは子供からも危険な人物のように思われて排除されてしまうということ、更に苦しみの中に、連鎖の中に行っているという割かしそういう男性が多いので、私の男性の悲痛な叫びをいっばい最近聞いています。

弁護士の中にもそういう人がおられますし、お役所の役人の中にもおられますし、元裁判官の中にもおられるんですね。それで、政治家の秘書の方にもそういうのがおられますし、今回私がこの質問をすると言ったら、何人も来られました、いや、実は私も会えなくて困っているんだということ、決してむちゃなことをしようとか誘拐しようとか拉致しようなんて思っていないんだけど、親権が元女房の方に行ってしまうと、あなたとは会わせたくないということ、家庭裁判所も協力してくれないということ、これは聞いていますと、同じ男性の父親としてかわいそうだなというより、真剣な悩みなんですよね。

それぞれがちゃんと社会的に立派な方であるし、ただ子に会いたいと。せめて月二回ぐらいは週末と一緒に過ごしたいとか、ささやかな願いなんですけれども、これがかなえられないということ

とで、やつぱりこれ根幹を考えると、親権の在り方、それから離婚のときの親権の決め方、こういう法制度並びにそれから家庭裁判所の運用、こちら辺り原因があったと思うんですね。ですから、やはり今回、法改正の中で、養育監護とか面会交流についても家庭裁判所の指導の下にそれをきちっと決めなさいということにわざわざ明文化されたということで、非常に一歩前進だと思わうんですね。

ただ、そうやって悲痛な訴えをしてくる人たちの聞きまますと、やつぱり家庭裁判所がなかなかそういうふうな動いてくれないんじゃないかという、かなりもう絶望的な危惧を持っている方が多いんですね。というのは、今までの家庭裁判所の運用を見ていても、やはり実際、面会交流なり養育監護というのは議題になっていないんですね。でも、親権が女性が取った場合に、面会交流させたくない、私の方で責任持ってやりますからとかあるいは前に子供が嫌がったとかいろいろあるんですね。ありまして、家庭裁判所も調査官なり裁判官いろいろ入って、一応努力はされて、その場はあるんですけれども、結論的にはなかなか認められないということが多いんですね。

ですから、今回も法改正の中で、この七百六十六条の中で、子との面会及びその他の交流、子の監護に要する費用の分担その他の子の監護について必要な事項はとして、子の利益を優先して考慮しなければならぬというふうな、こういうふうな、そして二項の中で、協議が調わないときは、家庭裁判所が同項の事項を定める、こういうふうな面会交流についても、面会交流する権利があるんだということまでは必ずしもうたっていない。協議して定めなさいと、定まらないときは家庭裁判所が何とか決めますよというふうな家庭裁判所に對する丸投げなんですよね。

すると、実際にこの法改正の趣旨が両親共同親権的に離婚後もうまく機能するために、やつぱり家庭裁判所が物すごい一種の意識改革をするな

りしてそういう方向で稼働してもらわないとやつぱり余り変わらないと。こんなふうな条文が変わったということだけで裁判官なり家庭裁判所自身がどれくらい違った取組になるのか、ここが非常に私は現実的な問題として心配しているんですね。この点についてはやや楽観的に考えておられるのでしょうか、いかがでしょうか。

○国務大臣(江田五月君) 楽観的というわけではありませんが、ある種の期待を持っているというは事実でございます。

七百六十六条は、協議上の離婚をするときは、子の監護をすべき者、父又は母と子との面会その他の交流、費用の分担その他の子の監護についての必要な事項は協議で定めると。家裁に丸投げじゃなくて、まず離婚をする父と母あるいは夫婦で、そこは必要な事項ですから決めなさいよと、こういう思いがにじみ出ているので、必要でない事項だと書いてない、必要な事項だと。しかし、その協議がなければ協議離婚が成立しないということ、ろまではいっていないけれども、ある種の思いたと思えます。で、次に子の利益を最も優先して考慮をする、さらに家庭裁判所と、こういう立て方になっているわけでございます。

面会交流というのは必要なことなんだと、いいことなんだという思いが条文上に出ているのならば、ならば共同親権ということの方が面会交流はよりスムーズにいくんじゃないかという、そういう委員のお気持ちがあるんだらうと思えますが、これは確かにそういうケースもあると思えますが、さっき言ったとおり、今回は児童虐待ということなので、そこまでは踏み込んでおりません。おりませんが、単独親権であっても父と子、母と子、この関係は変わらないので、したがって単独親権であってもほとんど面会交流などやって一緒に育てようというふうな別れた両親の子に對する態度というものが生まれてくれば、これは大変、どういいますか、結構なことだというのが今回の法改正への期待だと思っております。

○丸山和也君 しつこいようですけれども、例え

ば協議離婚、まあ離婚については同意している、それで面会交流についてのみ両親が対立している。それで、母親の方としてはできれば会わせたくない、子供がどうするか、自分が、まあいろんな配慮はあるんでしょうけれども、会わせたくない。しかし、こういう規定があるからやむを得ないと。裁判所の説得もあると。じゃ、月に二回ぐらい、それぞれ一時間ぐらいとか二時間ぐらいずつだというぎりぎりの同意をしますよ。それで、男性の方は、いや、それじゃ余りにも、月に二回会って二時間程度のあれじゃもう十分なあれも尽くせないし、やつぱり最低でも四、五時間、そのうち一回ぐらいは週末に自分のところに来て泊まると、そういう外泊といいますかね、それも認めてくれと。こういうことになる、結局意見が、協議が調わないんですね。それで、こういうことが対立する場合というのがもうほとんどなんですよ。

そうなる、裁判所としてはやつぱり決裂はさせられないと。すると、一時間というところをまあせいぜい二時間とか二時間半にするとか、あるいは一方が、ゼロよりはいいでしょうと、それで多少あなたも譲りなさいよというふうなところで、非常にやつぱり面会交流を極度に制限する形で認めるというところに落ちていきやすいんですね。それで、哀れな男性は、ゼロよりはそれでも一目見たいという思いでやつぱりのむんです。

ある僕は週刊誌の記事で見ましたけれども、どうしても会わせてくれないということ、中学生になった娘さんが学校へ通う駅に通学の途中にお父さんがばつと娘に駆け寄ったときに、娘がびつくりして逃げるというんです、逃げた。それで、逃げたときにちよつと転んで、それを抱きかかえようとしたら、このくそじいと言つて叫んだというんです。それで、それはやつぱりずっと面会交流を遮断されていて、それから、母親の方からお父さんに会っちゃ駄目、お父さんはこういう人なんだとかいろいろなことをやつぱりある意味では吹き込まれていたらしいんですね。

まあ報道ですから全てが、細かいところはありませんけれども。そういう身を挺して娘に駆け寄って、ここしかないと思つたときに、くそじじいと言われたこの男性は心境いかなるものかと思つてですね。

私は、やはりこういう極端に面会交流が遮断されていると、どちらにとつてもやっぱり悲惨なんですね。娘は父親を憎み、恐れ、父親はショックを受けという、こういうことは、やっぱりちょっと一時間、二時間ちよこちよこつと形だけ会わせて、あるいは誰かの監視、立会いの下に会わせるというようなことではなかなか解消していかないと思つてですね。

だから、ここらは日本の社会もやっぱりかなり勇気を持って開かにかめと思つてですね。離婚しても、それは良き、かつての同窓生と言つたらおかしいけれども、良き仲間とか戦友というかね、かつての同志ぐらゐのつもりで付き合うぐらゐの度量をやっぱり示さにかめし、またそういう、家庭裁判所自身がそういう啓蒙的精神で積極的に取り組まにかめし、調停官にしろ裁判官にしろ、やっぱり割かしそこの頭が柔軟でないというか固いというか頑迷固陋というのかもカビが生えているというか、そういう方が多いというふうにも被害者の男性からは聞かえるんですね。

ですから、是非、家庭裁判所の役割が大きくなりましたから、家庭裁判所に対するそういう意識改革ということを強く私は望みたいと思つていますが、その点については何か御意見、ございますでしょうか。

○国務大臣(江田五月君) 委員の御指摘は本当に含著のある御指摘だと思つております。社会というのは、やはりこれは人間同士のきずななんです。そのきずなの中で最も深いのが夫婦のきずなであり親子のきずななんだろうと思つてます。それを、せつかくあるきずなを大切にしないで、きずなを絶つていこうというのはやはりいい傾向ではないと。

ただ、以前はそのきずながどうしても身分的なきずなになったり、あるいは子はかすがいとか言つて、もう子がいるんだからこは何としてあなた、夫が少々わがまま言つても我慢しなさいよというような、ここで耐えるのが女の務めみたいな、そんなものも随分強かつたんですが、それではいけないんで、やはりきずなというのはお互いの共感、お互いの理解、そういうものの上に立つてきていくのでなければならぬので、今そうした岐路に私どもの社会が立っているんだらうと思つております。

そんなことを踏まえながら、新しい家族や親子の在り方、離婚後の夫婦であつたものの在り方、こうしたものをこれからみんなで探つていく時代に来ていくわけで、そういう思いをこの法改正というのには含んでいるものだと、私はこの案文を作つたときにはまだたしか法務大臣ではなかつたのかもしれないが、そういうような理解をしております。家庭裁判所におかれても是非そういう辺りのことをよく理解の上で家裁実務を運営していただきたいと思つております。

○丸山和也君 是非お願いしたいと思つてます。それから、よくそういう子に会わせない理由、制限する理由として、暴力を振るうとか、かつてDVがあつたとか、それから、よく女性側から主張されるんですけども、そういう例もそれはあるんですけども、いろいろ細かく聞いてみますと、女性からの暴力というの結構多いんですね、昨今は。だから、おとなしい男性が、草食人間じゃないですけども、多くて、女性側の方が、獣とは言いませんけれども、非常に乱暴で強くなつて、暴言を吐くし、時々女性の手を出さないと。女性が手を出してもなかなかDVと言われなけれど、男性がちよつと手を振り上げるとすぐDVだと言つてね、それで警察が動いたりするということ、こういうことがやっぱりあるんですよ。

だから、僕は、そこら辺、時代は大きく変わつているし、やっぱり個々の判断をしないといけない

いのに、まだそういう弱い女性を保護するとか、そういう観点から離婚の運用、親権の運用、親子関係も見られているところにやっぱりかなり時代的ずれが出てきていると思つてますので、そこら辺は、まあ法務大臣に直接言つてもあれなんですけれども、一言ここで言つておきたいと思つてます。

それから、だんだん時間の関係ではしよりますけれども、ハーグ条約について少しお聞きしたいと思つてます。

これは、私はそういう条約に加盟するということについては賛成なんですけれども、結構これは厳しい世界に突入するという予測をしているんですね。

それから、本当に日本人が例えば子を連れ去つてきたような場合、そういうハーグ条約の下で対応していかれるのかと。そこら辺はよく、やっぱりこれは基本的には、原則は子を連れ去つた場合は元の居住国に返さなきゃいけないと。そこから親子の関係についていろいろ定めていこうということですから、一旦実行使的に日本に避難してきた人がそういう法の下へさらされると、もちろん、例外的な場合は、DVがあるような場合は返さなくていいとかいろいろ言つていきますけど、そう生易しくほとんどの場合が例外だ、例外だということにならないと思つてます。

ここら辺について、今の時点で、いや日本も加盟するんだという、これはまた民法改正と違つて大きな決断をされているように思つてますけれども、これはどう理由なんですか。

これは、やはり別れる前に子供がいた場所、その裁判所なり司法機関でやるのが適切だというのが国際ルールであつて、そこで、そういうような判断を経る前に国境を越えて子供が連れ去られた場合には元へ戻して、そしてその子供の養育についてちゃんと手続を法定しようというのがハーグ条約で、したがつて、ハーグ条約というのは子供を誰が育てるのがいいかということではなくて、どこで決めるのがいいのか、そのことというのが、つまり常居所地国、そこへ子供を戻さないといふ、こういうルールでございまして、このハーグ条約しかそういう場合のルールは今ありませんから、私も、やはり国際社会の一員として生きていく以上、そういう今あるルールの中に私も入つていって、それによりいいルールに変えていこうという努力をしていくべきものであると。

初めからあそこが悪い、ここが困る、だから入らないというのでは、もう今これだけ国際結婚、国際離婚が普通のことになっているときにやつていけないというような思いで、ハーグ条約への加入の準備を始めるかどうかということが今煮詰まつてきつとあるところ、ございまして、是非、これはそんな意味から、ひとつ日本の国を外国に、国際社会に開いて、そうした場面においても日本が国際社会のルール作りで一定の役割を果たせるようにしていきたいと思つてるところ、ございまして。

○丸山和也君 それにしまして、日米間で、ある報道で調べたところによりますと、日本人女性とアメリカ人男性が結婚して向こうに住んでいたりんですけども、主としてDVかも分かりませんが、そういう理由で子供を連れて帰つてきて、その夫の承諾なく独断で子供を連れて帰つてきているのは百四、五十件ぐらいですかね、日米間であると聞いています。それで、これはもちろん女性側としてはもう二度と戻りたくない、向こうに返し

たくないということなんですけれども、そういう

紛争状態になっていると。

それで、つい先般ですかね、新聞に見ましたけれども、そういう例の一つで、やはり子供を奪われたということでアメリカ人男性がどこかの州で損害賠償請求を起こして六百万ドルか何かの判決が下りていましたけど、六百万ドルという日本円でいうと五億円ぐらいになるんですけども、それを出したり、その男性は日本に来て、一時、連れ去ろうとして日本で逮捕されて、たまたまこれはそのまま起訴もされずに釈放されてアメリカに帰っている。こういうまさに刑事事件、民事事件絡んだ国際紛争になっているのも新聞で報道されていきました。そこまですべて、百四、五十件があるんじゃないかと言われていました。で、やはりこれはまたもつと増えてくるんじゃないかと思うんですね。

そういう意味で、例えば、取りあえず条約に従ってアメリカに子供を返し、そこで子供の在り方、夫婦の在り方について協議するとしても、当然法手続に従ってやるわけですから、あるいは向こうで現地の弁護士を雇う、あるいは滞在する、それからまさにそこでしばらく居住してやる、そういう物理的な負担があるわけですよ、当然、日本人女性とすれば、なかなか大変なことですよ。

そういう、だから国際的に子をめぐるといふのは非常にレベルの高いというか、次元に入っていくと思うんですね。ある意味、今までは実力的に逃げておれば何とか時間の経過とともに収まるという、こういうことを期待していたんですが、これからは堂々と法的舞台で闘わなきゃならない。闘うと言うとあれですけど、協議したり争ったり闘ったりしなきゃならぬという非常にレベルの高い次元に入ること要求されることになると思うんですね、このハーグ条約に入ること。それは、それでも、そういう時代の流れなんだというところであれば、また私はある程度それはもうやむを得ない。

だから、日本人、ほとんどの場合は女性ですけど

れども、そういう理論武装なり、国際的にやったり闘うマインドの訓練もしていかないと国際競争の中ではこれは勝ち抜けないと思いますので、そういうことも、やっぱりこのハーグ条約の意味というのは非常に重いんだということも、裁判員制度じゃないですけども、政府としてこういう方向で進んでいくのであれば、国民にやっぱり周知させるというか、知らせる必要があると思うんですけど、いかがでしょうか。

○国務大臣(江田五月君) 今委員が御指摘のような事案が先日報道されたのは存じております。

そういうものも含めて、やはり国際社会の中で日本というものが生きていく、国際社会の中で生きていくのは日本という国だけじゃない、日本人自身が一人一人やはり国際社会の中で生きていくという時代になってきていて、そういう時代に国境を越えた結婚をしようとする場合には、ちょっとイケメンだからひよといふ、そうじゃなくて、やっぱりそこはきちり自分で判断をし、別れるときにもよく覚悟を持って話し合いをして別れるということではいけない。日本にとにかく子供を連れて帰って実家に戻ってじつと逼塞、蟄居しておれば一定の期間がたつてもうこれで大丈夫だといふ、やはりそれはそうばかりはいかなくなるよという時代になっているのだと思います。ハーグ条約の場合は、一定の養育の年限がたてばハーグ条約が働く場面でなくなるといふことはありますが、やはりそこに逃げ込むのではないので、ちゃんとルールに従った処理をしていくということ。

ただ、今、アメリカはそんな国だから、とてもアメリカなんか相手にハーグ条約なんか入ったら大変だといふ、そういう心配もあるかと思いますが、今のこの損害賠償額、これは日本の場合には実際の損害、精神的な苦痛も含めて実際の損害についての賠償でなければ、単なる懲罰的な賠償の場合にはこれは強制執行はされない、日本で執行判決は出さないと、これが最高裁判所の扱いで

すので、そこはそんなに心配することはない。ただ、だからといって居直っちゃいけないということだと思えます。

○丸山和也君 じゃ、時間の関係で一点だけ。

ちょっと前後して元の問題に戻りますけれども、離婚後の面会交流の中で、今、何というんですか、FPIICというものが、御存じかと思うんですけども民間団体でございまして、これが家裁の調査官とかいろいろやられた方が中心になってつくられている団体のようなんですね。それで、そこがいわゆる面会交流についての相談を受けて、その仲立ちをして、いろいろ取決めをして、それでそういう、まあ家裁のお墨付きのような感じですね、そういういろいろお手伝いをしてまわっているという団体があるようなんですね。これは非常に結構なことだと思っております。このFPIICもなかなか利用制限というのが、例えばかつてDVあった人は駄目とか、あるいはこの面会交流認めるのが非常に制限されているんですね。もちろん宿泊というのは駄目とか、それから一時間以内だとか、それから監視付きだとか、結構制約が多いようなんですね。

ですから、こういう団体ができて活動することは基本的には非常にいいんですけども、やはりその、せつかくいいものができたのであれば、そこら辺の運用の仕方なりをもう少し柔軟に改善するなりして、この新しい法改正の趣旨に沿った形で、利用しやすいもの、また利用したいなと思うものになつてもらいたい。

これはだから、法務大臣にどうこうしろという趣旨じゃないんですけども、こういう問題点もあるということ指摘して、私の質問を終わりたいと思えます。

以上です。

大臣、一言あれば。
○国務大臣(江田五月君) 親と子の面会交流をどういうふうに進めていくかということについては、これは社会的なサポートというのはやっぱり必要だと思えます。どういった組織機構がそう

いうサポートができるかということ、家庭裁判所もいろいろと行います、あるいは厚生労働省もいろいろな仕組みをこれから用意していくことと期待をしております。

そうした中で、今委員おっしゃった家庭裁判所のOBの皆さんが、NPOでしょうかね、自主的な団体をつくって、そこでのいろんな活動をしながら面会交流をサポートしていくというような取組が行われているものと承知しております。残念ながら、今のその家庭裁判所OBの皆さんの活動というのは、まだまだ本場に生まれたばかりという段階で、これからこれがどういふふうにか卵の段階で、これからこれがどういふふうに大きく育てていくかということですが、これはやはりみんな育て、そういう種類のもを多様に育てていくことが必要だと思っております。

○丸山和也君 ありがとうございます。終わります。

○木庭健太郎君 お二人からハーグ条約の問題が出ましたので、私も最初にハーグ条約のことについて何かお伺いしておきたいと思えます。

一つは、先ほど江田大臣はこの議論は煮詰まってきたところだといふふうにおっしゃいましたが、新聞報道を見る限り、あしたですね、二十日の閣議で了解して、これをサミットに持ち込むという、フランスでの、という報道で伝わっているわけですね。ということは、もうこれ、既にこのハーグ条約については入ろうということ、今もう方向が大きく動いているという段階だと私は思っています。

そのこと、賛成、反対ということを議論する前に、私はそれはちょっと早過ぎるんじゃないかなと。しかも、その問題を、このハーグ条約について一番海外の中で日本に対して求めている国がフランスとアメリカなんです、早くなるべくやれと言っているのが、そのフランスであるサミットだからといって、なぜその場にこの問題を、ハーグ条約の問題を持っていかなくちゃいけないのかというのは何か拙速過ぎるような気がして私

ると、行政の対応はそれじゃ駄目じゃないかというお叱りをいろいろいただく、それはそれでもちろん当たっている面もあり、私ももそうした御指摘を受けながら精いっぱいのことをやっていかなきやいけません、同時に、子の虐待などは人ごとじゃない、私たち社会が抱えている今の病理現象なのだと思うんですね。大変な虐待をする親がいる、もう人の顔はしているけれども、あれは鬼じゃないかというような親がいるのも事実です。事実ですが、鬼の顔をしていても、やっぱりそこに人なんです、そういうことを行う鬼のような所業に出る、それもまた人としての弱みを持つて、そこをやつぱりみんな覆い包み込んでいかなきゃいけない。

岡山の例を挙げられましたが、高校一年の子供、これが、まあ私は新聞でちよつと見ただけです、やつぱり発達障害を抱えている。そういう発達障害を抱えた、しかも母親一人でそうした子を育てていくときには、だんだんだんだんそこに問題が内向き内向きになって着詰まってしまうというふうなことがあるわけで、今抱えている社会のそうした問題を包括的にとらえ、それを改めていくには、やはり、例えば懲戒という言葉がいいのか、あるいは共同親権というのを取り組むべきじゃないのか、様々な課題があるので、これからも皆さんのお知恵を借りながらよりいい親族、相続制度にしていきたいと思っております。

○木庭健太郎君 終わります。

○桜内文城君 みんなの党の桜内文城です。今日は、主に離婚後の親権、監護権の在り方、あるいは離婚前、離婚に至る過程での子の利益をどう図っていくのか、そういった点について質問させていただきます。

今回の改正案の中で、七百六十六条におきまして面会交流それから養育費についていよいよ法律上、民法上明文化されたという点は大変な進歩であると高く評価したいと思っております。ただ、実際には、この面会交流ですとかあるいは養育費につきまして、なかなか実際に強制執行

というのが難しい領域でもありますし、この実効性を、どのように家庭裁判所の審判を担保していくべきなのか。ここはやや立法政策を超えた部分でありますけれども、どのようにお考えなのか、大臣の所見をお伺いいたします。

○国務大臣(江田五月君) 御指摘のとおり、民法七百六十六条に手を入れまして、離婚の際に面会交流あるいは養育費の分担、これを合意するよう努めると、こういうことにいたしました。合意ができない事例もいっぱいあると、これはこれで大問題。一方で、合意ができた、しかしそれがなかなか履行されない、これも大きな問題で、そこを御指摘いただいたような問題点があると、これはそう思っております。

そこで、その合意をどうやって実効性を持たせるかですが、今の制度としては、一つは履行の勧告、これは家庭裁判所。そしてもう一つは、強制執行ということになりますと間接強制しかない。

元々、間接強制ということ自体がなかなか実効性の乏しい制度だという指摘もあるわけでございまして、更に一層この実効性を持たせるには、やつぱりこの合意に至ったときの両方の納得というのが一番大きいんですね。その納得を得ながらということになりますと、離婚のときのそうした合意をつくるときに、面会交流をさせたら子が連れ去られるのではないかと不安なんかないんだと、あるいは離婚のとき、それは確かにいろいろな葛藤があるでしょうが、なるべくそうした葛藤をなくするように、後まで尾を引きずらないようにそうした話し合いを十分するか、あるいはこの面会交流がどれだけ子供にとって重要なのかというのを別れる両親に十分認識してもらおうとか、回りくどいようですが、そうした手間を一生懸命掛けていくことが重要だと思っております。あるいは、面会交流についてそれをサポートする仕組みもまた必要であり、やはり社会的な理解と社会的な資源を豊富化すること、これが大切だと思っております。

○桜内文城君 ありがとうございます。現実の問題といたしまして、やはり協議離婚の場合、大臣御指摘のように、まず合意に至る前です、特に子の監護に関する事項として、親権あるいは監護権をどちらに決定するのか、それからまた、一旦決定された後に、その後の面会交流の実績ですとかあるいは養育費の不履行等々いろいろあり得るわけですから、そういう場合、親権者の変更ですとかこういったことも考えていかなければならないと思っております。

立法論としてとなると思っておりますけれども、特に今現実の問題としてよく耳にします問題点というのは、協議離婚の場合、合意に至る前に子供を合意なく一方が連れ去る、連れ去りという言い方が悪いかもしれませんが、子連れ別居ということがまずあって、その上で離婚の協議に入っていく、事実としてはそういう場面が多いとも聞くわけですが、こういったときに、これは立法論として、監護権者、親権者の決定の際に、例えばまだ相談が途中である、あるいは相談なくして一方的に、合意なくして子を連れ去る。事実上子の監護を行うことを通じて、その後の家庭裁判所での離婚の協議において、今裁判上の一つの準則として継続性の原則というものが言われておるそうですけれども、子供を監護してきたという実績を積み重ねて、それによって親権を取るといふ事例が多数あると聞いております。

これに対処するためには、やはり合意なくして一方的に子供を連れ去る行為ですとか、あるいは連れ去った後にこれを取り戻されないように虚偽のドメスティック・バイオレンスの申立てをDV防止法に基づいて行うようなことも実際にはあるやに幾つかの報道等で言われておるところでございます。

何が申し上げたいかと言いますと、今回の七百六十六条で面会交流、そして養育費について明文化されたのは大変いいことなんですけれども、その基となる親権の所在ですね、あるいは監護権の所在について、ある種立法的に、これは法律な

かあるいは政令、省令なのか分かりませんが、こういった意に反して子供を合意に至る前に連れ去る行為がある場合には、それを親権の決定の際に考慮する等々、あるいは面会交流をさせない親の場合、親権者の変更について家庭裁判所が判断するときには、これこれについて配慮すべきであるというような、そのような条文というものは立法論としてあるべきだと私は思っております。その辺について大臣の御所見をお伺いいたします。

○国務大臣(江田五月君) 結婚している夫婦の関係も、あるいは離婚した後の元夫、元妻の関係も、さらにそうした親と子の関係も本当に千差万別でございます。こうした千差万別の夫婦、親子関係をどういふふうな法律的に規定をしていくかというのはなかなか大変なことで、やはりある種の一般的な法規範を作るしかなかないというところがあると思っております。しかし、具体的な事例にそれをどう落とし込むかと。これは事案に応じて、協議離婚ならばそれは二人で決めることですが、そうでなければ家事審判官が個別に判断をしますと、そこに委ねざるを得ないのではないかと思っております。

一般論で言えば、専ら子の福祉の観点から、父母それぞれの意向であるとか今までの養育状況とか、あるいは双方の経済力、家庭環境、子の年齢、子の心情や意向、子の情緒の安定性等の諸事情を総合的にと、こうなってしまうわけでございますが、今委員が御指摘のようないわゆる継続性の原則、これは今言ったようないろんな事情から、合意ができる前にあって無理して子を移動させてそして自分の管理下に置けば、後は継続性の原則で守られるという、そういうことはやつぱりあつてはいけないと。全てのことが同じならば、それは子供にとって環境が変わることが必ずしも好ましいわけじゃない、同じ環境の下で育つ方がいいとは言えますが、継続性の原則があるから、だから連れ去った方が得だと、そういうことがあつてはいけないことは御指摘のとおりだと

思っております。

○桜内文城君 ありがとうございます。大変重要な御答弁をされたと感じております。

やはり継続性の原則が言わば家庭裁判所における準則のように今現実としてなっていることから、実際に弁護士が、これ日弁連そのものじゃないんですが、財団法人日弁連法務研究財団というところが出している本ですけども、「子どもの福祉と共同親権」というタイトルの本なんです。その中に、実務家である弁護士にとつて、親権をめぐる争いのある離婚事件で常識と言つてよい認識がある。それは、親権者の指定を受けようとするは、まず子供を依頼者の下に確保するということである、このようなくだりがあります。

ここから先は弁護士の仕事のやり方の問題になりますので、大臣、常々おっしゃっています弁護士自治というものもありますので、なかなか当委員会で議論して決着の付く話ではないんですけれども、とはいえ、問題視されている、報道等でされる事案というのは、いわゆる離婚ビジネスといましようか、このようにまずクライアントが親権を得たいという場合に、協議が調う前にまず事実上子供の監護権といますか、実際に手元に置く。その場合、もう一方の配偶者、まだ離婚前で、その配偶者の意に反しておつたとしても問題視はされないんですけれども、これは諸外国では誘拐罪に当たる場合もあると聞きますけれども、日本の場合、その後協議離婚をして単独親権になった場合には、面会交流の約束があったとしても会わせてくれないということ、お父さんが、元裁判官の方だそうですけども、無理やり会いに行つたところ誘拐罪で逮捕されてしまったと。

もちろん、何が真実か分からない、また家庭内のことですので、なかなか法的な評価をするのは難しい事案だとも思うんですけども、必ずしも子の連れ去り、子連れ別居ですとか、正當などいいますか、お互いの合意を得て一方に子供を預けるといふようなことがなされてないのを利用して、いいいいますか、あるいは継続性の原則というものが

が事実上家庭裁判所の準則となつていふことをうまく利用して離婚ビジネスをやる弁護士さん、実際、私のところにもハーグ条約の関係で陳情に来られました。そのとき知らなかつたんですが、二度預り金を自分の弁護士報酬に充てたとかで懲戒処分を受けられた方でもあります。

そういう意味で、やはり先ほど大臣がおっしゃいましたように、親権をどちらに決定するか、監護権をどっちに設定するのかという、あるいは変更の場合の考え方、これはもう家庭裁判所の判断ですので、我々立法府なりあるいは法務省という行政府がどう言うべきことではないんですけれども、やはり子の利益あるいは当事者の公平ということを考えるのであれば、何らかの継続性の原則に代わる準則、例えば今申しました面会交流を実施しない、履行しない親が親権を持つている場合には、この変更についてその事情を考慮するですとか、あるいは子供を返したくないという親がドメスティック・バイオレンス防止法に基づいて虚偽のDVの申立てをしたりするケースも間々あると伺います。こういった虚偽が明らかになつた場合には、それも親権の変更において考慮すべき事項とするなど、やはり家庭裁判所の準則の話ですので、これは立法的な手当てが私は必要ではないかと考えておりますけれども、大臣の御所見、もう一度伺いたいします。

○国務大臣(江田五月君) この離婚に伴う子供の育て方などについての今の委員の御指摘、これはそのような弁護士活動に対する批判もあるということでは承知をいたしております。

しかし、先に連れ出し確保した方が勝ちだによつてなされることとがどれだけ問題をこじらせるかと、そうしたこともやっぱりそれぞれ考えていただきたいと、本當につくづくそう思います。実行力行使よりもやっぱり話し合ひで、話し合ひの中に法律というものがちゃんと生きていく、そうした仲介をしていくのが法律専門職である弁護士の仕事であろうと思ひますが、まあそれ以上言いますと

弁護士の仕事に介入するようになりますので、申し上げません。

しかし一方で、先ほど申し上げましたとおり、親子の関係、千差万別、どれがいいとかなかなか言うことできないんで、むしろ、例えば継続性の原則なら継続性の原則、これをルールとして、指針として出すというふうなことになる、これは逆にやつぱり妥当でない結論について安易に流れてしまうようなことも出てくるので、やつぱり私は、個別の事案に応じて個別に、家事審判官であり、あるいはその関係の皆さんが一生懸命に悩んで子の福祉、子の利益のために結論を出すように努力をすることが一番重要であつて、何らかの準則を、指示を出すといったことよりも、むしろそつちの方が大切だと思つております。

○桜内文城君 ありがとうございます。ここは立法論の話ですので、準則を、法律の形なのか、あるいは政令、省令なのかは別として、私自身の意見としては、お示ししないことにはなかなか家庭裁判所も判断付かないことが多いんじゃないかなというふうにご意見を伺います。

これに関連して、ハーグ条約についてもちょっとお聞きしたいと思つております。

今言いましたような、協議離婚が調う前、言わば合意が形成される前に子を連れ去るといふことが特に国際間でも問題になつて、それで、政府としても先日、ハーグ条約に向けての閣議了解がなされたという聞いております。

私は、このハーグ条約の考え方、国際間での子連れ別居といふか子の連れ去りを、連れ去り自体を禁ずるとかそういう話じゃなくて、どつちに親権があるのかということを決めたいというところが大原則だと思ふんですが、これ自体は、私は、あるべき国際慣行であり、尊重すべきものと考えております。

ここでお伺いしたいのが、実はまた、日弁連が意見書を二月十八日に出されております。大臣も御覧になつておられると思ふんですけども、その

中で、「意見の趣旨」というところの(4)というところ、ハーグ条約に趣及的適用がない旨の確

認規定を担保法上定めることや、これはそのとおりだと思ふんですが、「国内における子の連れ去り等や面会交流事件には適用されないことを担保法上明確化し、かつ周知すること」、確かに、これは国際間での子の連れ去りを対象とする条約ですので、国内法上同じように適用されるのはこれももう当たり前の話でありまして、ただ、これを明確化することというのはどういふことなのか。条約で、国際間で認められているような法の準則ですよ。これを国内法には適用しない、これと何で日弁連が言うのかなとすく不思議に思つておりましたらば、別途、日弁連委員会ニュースというのが昨年十月一日発行というのがありまして、これは十月号ということなんです

が、国内の子連れ別居事案への重大な影響があるのでハーグ条約に反対しますと、そういう趣旨のくだりがあるんですね。条約締結は、国境を越えた子連れの移動を対象としているが、その影響は国内の子連れ別居の事例にも重大な影響を与える懸念が大きい、このように書いておりました、先ほど申し上げました、子連れ別居なり合意形成の前にはまず子供を確保しろという弁護士の慣行、慣行といふか常識とまで書いていましたけれども、それを、何というんですか、正當化するといひますか、ハーグ条約の場合は合意なくして子供を連れ去つた場合には誘拐罪に当たる可能性が出てくる、日本の場合にはそういうふうな適用は通常されていませんので、刑法上の適用がないので、それをビジネスにする方がそれなりにいる、これ自体、やはり私は問題視すべきじゃないかと思つております。弁護士自治とはいへ、このような、全てが離婚ビジネスでお金のためとはいひませんけれども、実際にドメスティック・バイオレンスなりで逃げ帰つてきたかわいそうな親子がいるのも確かだと思ひます。

ただ、やはりその実態の把握というのは、弁護士自治とはいへ、法務省としてもそれなりにやっ

ていただく必要はあると思っております。特に、これからハーグ条約に加盟する、しないの議論をするのであれば、実態把握、今の国内での子の連れ去りに関して弁護士がどのように関与しているのか等々を、恐らく実態把握されていないと思うんですけれども、弁護士自治ということ。今後、少なくともハーグ条約の加盟に向けてどういった問題事例が発生しているのか、あるいは発生していないのか、先ほど言いました虚偽のDVの申立てなり、こういったものがどれだけあるのか、あるいは面会交流の合意がなされたけれども、これが守られているのか、守られていないのか、そういった実態把握というのは今後すべきじゃないかと思うんですけれども、その辺について大臣の所見をお伺いいたします。

○国務大臣(江田五月君) ハーグ条約というのがどういふものであるかといいますが、まず、遡及されないという、これは一つの原則で、それから国内の子の移動については適用されない、これはハーグ条約のそもそもの原則なんです。ですから、今委員が御指摘の日弁連の意見書、私はそれも見えておりますが、国内担保法にそのことをあえて書き込むということが、それも読めますが、別に書き込まなくても、ハーグ条約上当然のことですから、これはその当然のことというのを日弁連さんが指摘をされたことだろうと思っております。

その上で、日本の弁護士は弁護士の独立した職権の行使、そして単位弁護士会に所属をして弁護士自治というもので行っていくという、そういう成り立ちになっておまして、そのこと自体は非常に重要なことで、その単位弁護士会の皆さんが全部集まって日本弁護士連合会というのをつくっておられ、これは弁護士という本当に大切な職種を担っている皆さんの自主的な自治を持った団体ですから、その皆さんの意見、動向、あるいはアドバイスなど、大切にしていきたいと思っております。ただ、ハーグ条約について、それだけ日本中の

弁護士を束ねた日弁連があらかじめ反対とか賛成だとかという意見をお持ちになると、なかなか私どもは本当に血の通った意見交換というのがやりにくくなってしまふこともあるので、そこはいろんな弁護士の皆さんがいろんな活動をされますから、それはそれとして受け止めながら、弁護士の皆さん方とは真剣にハーグ条約の準備に向けて意見交換、議論を闘わせていきたいと思っております。

○桜内文城君 ありがとうございます。これで、もう時間もないので最後にいたしますが、改めて申し上げますけれども、やはり子の利益ということを考えましても、親権あるいは監護権の決定あるいは変更の場面におきまして実態を家庭裁判所がきちんと把握して、例えば虚偽のDVの申立てがあつたりとか、あるいは合意前に子の連れ去りを行ったとすとか、あるいは面会交流を履行しない等々の事情がある場合には、やはり親権の所在、監護権の所在の変更等について実質的な公平な考慮をお願いしたいなというふうに考えております。

もうこれは大臣に言っても家庭裁判所の話なんですけど、制度的にも何かしら政治の側でも対応しなくちゃいけない課題だということを御指摘申し上げて、質疑を終わります。

○委員長(浜田昌良君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、溝手顕正君が委員を辞任され、その補欠として熊谷大君が選任されました。

○井上哲士君 日本共産党の井上哲士です。最後の質疑になりました。

まず、家族再統合への指導について、この間の質疑でお聞きした件で質問しますが、平成二十年度中に児童虐待により施設入所又は里親委託をした事例を対象とした調査の中間集計として、保護者指導を行った割合は九三・一％という答弁がありました。このうち、特定の指導プログラムの活

用や施設のファミリーソーシャルワーカー等による援助を行ったというのはどれだけになるんでしょうか。

○政府参考人(石井淳子君) お答え申し上げます。

五月二十三日まで回答のあった、取りあえず今の段階の結果でございますけど、六十九自治体のうちの四十三自治体の集計によりまして、全措置児童二千四百四十五件中、保護者指導を行ったものは千九百九十七件、九三・一％でございます。このうち、千九百九十七件のうち、特定のプログラムなどを活用したものの合計は五百七十九件、二九・〇％でございます。

さらに、その内訳といたしまして、児童福祉法二十七条一項二号に規定する措置、いわゆるこれは行政処分として行われるものでございますが、それとして行われた特定の指導援助プログラムなどを活用したものが二十件、全体の一％。そして、児童福祉法に基づく措置以外で特定の指導援助プログラムなどを活用したものが九十七件で四・九％。さらに、児童福祉法二十七条一項二号に規定する措置として、施設のファミリーソーシャルワーカーなどを活用したものは〇件。児童福祉法に基づく措置以外で施設のファミリーソーシャルワーカーなどを活用したものが四百六十二件、全体の二三・一％ということになっております。

○井上哲士君 先日も紹介したんですが、こども未来財団が二〇〇六年に行った調査では、同様の場合に、児童養護施設では家族再統合に向けての援助は八・九％という数でしたから、時期が違うとはいえ、えらい数字が違うなと思って今日また聞いたんですが、特定のプログラム等の活用でいますと三割弱ということでありました。

時期とか項目の取り方、いろいろあるんですけど、やはり実際にどういふ具体的に指導が行われているかということが問題だと思っております。現場の皆さんが厳しい状況の中で努力をして前進をさせられていることはよく知っていますから、

是非後押しをしたいということで各党議論をしていこうと思うので、何かいかにも進んでいるというような数だけが出てくるのは私はいかがかなと思っております。やっぱり実態を正確に示して大いに議論をするということをお求めおきたいと思っております。

次に、懲戒権についてお聞きいたします。

先日の参考人質疑の際に、しつけという概念は民法八百二十条の監護及び教育で全部見れるんじゃないかということをお聞きしますと、学界の一般の見方はそうだということお答えでありました。法務省も、民法から懲戒権を削除しても、しつけは子の監護及び教育で十分に読めると、こういう見解でよろしいでしょうか。

○国務大臣(江田五月君) 懲戒権という文字を削除しても、監護、教育の一環としてしつけを行うことはできると思っております。

○井上哲士君 今回この懲戒権を残した理由として、懲戒という規定を削ると逆にしつけもできなくなるんじゃないかという誤った理解を社会に与えるという議論もあつたということが繰り返し答弁をされているんですが、これも参考人にお聞きしますと、そういう理解が広がるといふことを裏付けるような統計や資料をお持ちかと聞きますと、知りませんという御答弁だったんですが、法務省は何かそういうものをお持ちの上でこういうことを言われているんでしょうか。

○国務大臣(江田五月君) 御指摘のような特別のデータを持っているわけではありません。

ただ、そういう主張が一般的になされると、これは時々出会うわけでありまして、直近でいえば、これは衆議院での審査の段階である委員から、条文を削除することは、必要なしつげまでも許されないという誤った考え、イデオロギーと言ってもいいかもしれませんが、こういうことを広げかねないわけですから、委員の方がこう言われているので、そういう意見はあるんだと思っております。データがあるわけじゃありません。

○井上哲士君 国会図書館にもお願いして調べた

んですが、データ自体はありません。

確かにそういう議論があるのは、私も衆議院の議事録も見ましたけれども、誤解であればこれを正す努力を一方ですればいい話だと思えますし、もちろん、若干あると思うんですね。しかし、広くそういう誤解が生まれるよというようなやはり根拠というものは、私はないと思うんです。

一方で、この懲戒権ということを理由に虐待をするという例は具体的にかなりあるわけですから、そうであるならば、やはり虐待防止という観点から見てもこれはやっぱり削除するということが必要だったと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○国務大臣(江田五月君) 委員の御指摘に特に反論する論理を持つてはございません。

ただ、今回は児童虐待を防止するという観点から必要な規定は民法に手を入れたので、懲戒場というように規定は幾ら何でも古色蒼然として、これはもうどうにもならないんでこれを削除するというところにいたしました。懲戒をなくするということまでは今回は行かなくてもいいんではないかと。むしろ、立証責任でいうとなくする方に立証責任があつて、そこまでこの議論が着詰まらなかったということが残つたということだと思つております。

懲戒を置いておいたらどう、なくしたらどう、いろんなあれやこれやの議論、それを紹介することはできますが、時間の節約の方が大切かと思つております。

○井上哲士君 私は、虐待をなくすということからいっても、現にやっぱり具体的ないろんな問題が出てくるわけですから、削除すべきだったということとは改めて申し上げておきます。

次に、面会交流の問題でお聞きいたします。改正案で、離婚後の面会交流は子の利益だということが明確に位置付けられました。二〇一〇年の婚姻数七十二万六千件に対して、二十五万一千件が離婚をしております。約三組に一组が離婚をしておりまして、その結果、影響を受ける子が二

十四万五千人と。計算しますと、成人になるまでに親の離婚に直面する子は四・五人に一人ということにこの数でいうとなるわけですね。ですから、この子たちが成長していく上で、子の利益である面会交流が適切に行えるかどうかというのは大変大きな社会的な問題に今やなつていっていると思うんですが、その認識はいかがでしょうか。

○国務大臣(江田五月君) そのとおりだと思います。

○井上哲士君 そういう中で、この子の利益というのが位置付けられたのは大変重要だと思つてます。一方、子の利益といつても、例えば、捨てられたのではないかとというような不安とか、自己肯定ができない葛藤とか、それから心の傷の克服など、広い概念もあります。

それから、いろんな実例を、家裁などの実務を見ておきますと、監護親が非常に拒否をしている下で実現していくことは、結果として子の利益にそぐわないというような判断がされる場合もあるように思つてます。

ですから、法務省が委託した親子の面会交流を実現するための調査研究報告を見ましても、同居親、そして非同居親のアンケート調査の中でも、この子の利益というのが概念が不明確だということに言われている方が百八十六人中百十四人と大変多いわけですね。

子の利益ということについての一定の判断基準を示すことも必要ではないかと思つてますけれども、その点いかがでしょうか。

○国務大臣(江田五月君) まさに親子の関係は、あるいは子供の育ちは千差万別でございます。それをいろんなものを一くくりにして一つの言葉で言うとするのは子の利益しかなないと。子の利益と言つたつてすぐに答えがばつと出てくるわけじゃないというのには確かにそのとおりですが、しかし、これは場面場面に依りて、子の利益からするとここはどうかなるんだらうと、これをみんなで真剣に悩み、真剣に考えれば、答えは出てくると思つてます。

子の利益というのはこれこれこうですよとハウツー物みたいにして当てはめて答えをばつと出すということよりも、むしろ困難に突き当たったときに、子の利益とは何だろうかとかみんなで悩むことからいろんな答えが出てくると。法律はそういう思いをそうした問題に直面した親であり子であり関係者の皆さんに期待をしているんだということだと思つてます。

○井上哲士君 実務の中で積み重なってくるものもあるんだと思つてますが、ただ、やはり同じ子の利益を言いながら全く正反対の結論も出たりするということなどある中で、やはり関係者の皆さんがもう少し具体的ににならないのかということには是非受け止めていただきたいと思つてます。

そこで、最高裁にお聞きするんですが、法務大臣が衆議院の議論の中でも、可能な限り家庭裁判所は親子の面会交流ができるように努める、これはこの法律の意図するところだ、家庭裁判所の調停、審判により一層そうした方向で努力がなされることを期待しておりますという趣旨の答弁を繰り返してきております。

それから、先ほど紹介した調査研究報告書も、例えば、年齢にもよりますが、子供が嫌と言つても実は三回、四回繰り返すうちにはうまくいくのが通例で、むしろ会いたいというようになるとか、それから、面会交流の道筋を付けないと子供たちの離婚による心理的外傷は癒やされることはない等々、非常に実例を研究されてこの面会交流の重要性を浮き彫りにしていると思つてます。

かつて、裁判官、調査官で面会交流審判の実証的研究というのにもまとめられておりますけれども、私はそれよりも更に進んだいろんな知見もこの中にはあると思つてます。

そこで、江田大臣が繰り返し強調されている今回の法改正の意図、それからこういう法務省の調査研究報告書等の内容は、家庭裁判所の中でどのように周知をされ、どのように生かされていくことになるんでしょうか。

○最高裁判所長官代理者(豊澤佳弘君) お答え申し上げます。

今回の法改正につきましては、これまで法制審議会での議論であるとか、審議の状況であるとか、改正法案の趣旨、またその内容につきましては、随時各裁判所に対して周知を行つてきたところでございます。また、常日ごろより、家庭裁判所の裁判官や関係の職員につきましては、面会交流その他の家事事件の適正な処理に必要な知見を得るために研修や研究会等を実施するなどして、このようにございます。このような機会も使ひまして、今後更に法改正の趣旨を踏まえた適切な事件処理が図られるよう、必要な情報の周知に努めてまいります。

また、委員御指摘の法務省における面会交流に関する委託調査研究の成果につきましても、御指摘のとおり、非常に重要な知見が多数含まれていて、このように認識しております。今後、各裁判所への情報提供について必要な検討を行つてまいりたいと思つております。

○井上哲士君 そういうことを踏まえて、家裁でできるだけ面会交流ができるようにするという運用が行われることを我々も期待したいわけですが、法務大臣は、それを通じて協議離婚の場合にも取決めが必要なんだという社会の常識をつくつていこうと考へていると、こういうお話でありました。ただ、もう圧倒的多数は協議離婚なわけですね。ですから、そのところに今回の法改正の意図や趣旨というものを直接伝えて促すということをする必要があると思つてます。

衆議院の議論の中でも、例えば離婚届の用紙の体裁の工夫などの提案もありました。いろんなやり方あると思つてます。用紙渡すときにこういう面会交流のことについてのリーフレットなり資料とか今回の法改正の意図を生かしたものを渡すとか、いろんなやり方はあると思つてますが、この用紙の体裁の工夫については省内で協議をしたという答弁が衆議院で行われておりますが、こういう協議離婚の当事者に面会交流を促すという具体的な方策について検討の状況はいかがでしょうか。

うか。
○国務大臣(江田五月君) 衆議院の方でそうした提案もございまして、私どもの方で答弁もさせていただきまして。これは、協議離婚の場合にも面会交流、養育費の分担など、子の監護について必要な事項を適切に取り決めることが望ましいこと、これはもう言うまでもない、今回の法改正の特に願っているところでございまして、そうした趣旨を周知をしていくことがこれは必要だと思っております。

その周知の方法として検討状況は今どうだということですが、法務省のホームページに改正法の概要等を掲載するとかありますが、もう一歩踏み込んで、例えば離婚の届出用紙の様式とかあるいは記載に工夫を凝らすといったこともあるかと思えます。現在そうしたことについて検討をこれからして、何らかの方策を見付けていきたいと思っております。

○井上哲士君 面会交流が子の利益ということが位置付けられました。離婚後の父と母の関係がどうであれ、これはやっぱり実現をされるべきものなんです。そういう点でいいますと、例えば児童虐待で親子分離になっていても子の利益の立場から親子再統合を目指して援助をするということとも一緒だと思います。ですから、勝手に離婚したんだから面会交流は個人的に解決しろということではなくて、やはり公的サポートが必要だと思えますけれども、この点の認識もよろしいでしょうか。

○国務大臣(江田五月君) 公的サポートも必要な場面があって、これは関係の省庁とも連携しつつ検討をしてまいりたいと思えます。

ただ、何度もこれは答弁しているところですが、監護親が面会交流を拒否する理由として、子供を連れ去られるのではないかと、あるいはもう二度と会いたくないという葛藤がずっと続いているとか、あるいは面会交流の重要性が十分理解されていないとかといったことが基にあると思えますので、そうした基のところもしっかり直して

いく努力をしていかなければならないと。公的サポートもそうしたところまでやはり踏み込むことが必要だと思えますし、また公的だけではなく地域社会におけるみんなの協力というの也要るのではないかと思っております。

○井上哲士君 そういう連れ去りなどの危惧から、それを援助するいろんなNPOとか行われております。利用した方からは好評なんです。かなり費用掛かるんですね、一回一万五千から三万ぐらい掛かるというふうなお話も聞きました。ですから、経済的理由でそういう援助が受けられなくて面会交流が受けられないということになったら問題でありますし、そういうところへの支援、それから、アメリカのように公的なセンターということも必要だと思えますが、問題は、どこが責任を持つのかということなんです。

まず、家裁はこういう調停の成立の促進とか、それから調停されたものがしっかりと実施をされるという点ではどういう取組を今後行うんでしょうか。
○最高裁判所長官代理者(豊澤佳弘君) お答え申し上げます。

各家庭裁判所におきましては、これまでも近年の事件数の増加に対応しつつ、子の健全な成長と発達のために双方の親との継続的な交流を保つのが望ましいとの、それが子の福祉にかなうという観点から、事件終局後も継続的かつ平穏な面会交流が可能となるように、できる限り当事者間での合意形成を促してきていたものと考えております。

当事者の間での合意形成を促すに際しましては、父母の離婚とその紛争下にある子供の心情を題材にした絵本であるとか、面会交流の重要性、実際に面会交流を行う際に父母が留意すべき事項等を説明するためのリーフレットやDVDなどを活用したりしておりますし、また、必要に応じて家庭裁判所の児童室で家庭裁判所調査官の立会いの下、離れて住む親と子供との面会交流の試行が行われるといったこともございます。

各家庭裁判所におきましては、今回の改正法の趣旨も踏まえ、今後ともより適正な紛争の解決に向けて努力してまいり所存でございますし、また、事務総局といたしましても、そのために必要なサポートを行っていきたいというふうに考えております。

以上です。
○井上哲士君 厚労省にお聞きするんですが、この間の答弁にありませうように、養育費相談センターや母子家庭等就業・自立支援センターで、養育費とともに面会交流の相談もされております。ただ、これ両方合わせて平成二十一年度で五百二十八件という、これも答弁なんです。子供のいる夫婦の離婚の年間十四万と比しますと、これは本当に僅かな数というのが実態なわけですね。しかも、基本的には母子家庭支援という枠の中の支援です。ちょっと言葉悪く言えば、ついでにというふうな感じもあるわけなんです。

やはり面会交流を求めるかなりの多くの場合が父親だということもありますし、母子家庭支援の枠を超えて、子の福祉の観点から面会交流問題全体を対象にしたような、そういう支援を進めるべきではないかと思うんですが、その点はいかがでしょうか。

○政府参考人(石井淳子君) 委員御指摘のとおり、まだ現状におきましては相談件数が全体の離婚件数に比して少ないというのはおっしゃるとおりでございますが、だんだん周知が高まるにつれ、相談に占める割合は高まってきているという実情もございまして。例えば、母子家庭等就業・自立支援センター事業の中での専門相談員による相談件数は、平成十九年度は三・六%、相談総数に対する三・六%であったわけですが、二十一年度には一三%までなっております。伸びとしてはかなり伸びてきているという状況でございます。

また、この名前は母子家庭等と、母子家庭が冠のようになっておりますけれども、父子家庭の相談も受けているというのも一面事実でございます。

すので、もつともつと周知をしていくことによつて必要とされる方が御利用いただけるのではないかなと思っております。

ただいま現在、専門の相談員を配置していない母子家庭等就業・自立支援センターが全国百六か所のうち二十四か所まだ残っておりますので、まずはそこへの配置を進めていくことが肝要かなというふうな思っております。あわせて、やはり相談内容がいろいろ難しい面ございまして、相談員の資質向上のための対応、研修、あるいは関係機関との連携ということもしっかりと強めていく必要があるのではないかなと思えます。

いずれにしても、まずはこの面会交流について私ども、相談についての対応をしっかりとするということをまず当面の問題として取り組んでいきたいというふうに考えております。

○井上哲士君 様々な努力をされていることと思えますが、先ほど申しましたように、まだまだ全体の数からすれば一部ということがあります。私、もつと全体やっぱ視野に入れた、例えば家裁の所在地ごとにそういう公的支援センターをつくるとかいうことが必要だと思っております。その際に、じゃ、そこまでやる時にどこのお役所が責任を持つていくのかということがどうも必ずしも明確ではないと思うんです。

先ほど申しましたけれども、法務大臣は、官民が協力して面会交流をサポートすることは大切だ、関係省庁とも協力していきたいと、こういうことが言われましたが、是非、法務省ないし法務大臣としてイニシアチブ取っていただいて、この問題はやっぱり全体で解決をしていくように、対応していくような関係省庁会議等を設置をするのであつたら、そういう更に踏み込んだ取組をお願いしたいと思うんですが、その点いかがでしょうか。

○国務大臣(江田五月君) 御指摘をしっかりと受け止めたと思えます。

○井上哲士君 やはりこの問題というのは、先ほど言いましたように、今や成人になる前に四・五